

(仮称) 出水ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 7 月

日本風力サービス株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.1.1 準備書の公告・縦覧	1
1.1.2 公告の方法	1
1.1.3 縦覧場所	1
1.1.4 縦覧期間	2
1.1.5 縦覧者数（縦覧図書の見覧名簿記載者数）	2
1.2 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
1.2.1 公告の日及び公告の方法	2
1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
1.3.1 意見書の提出期間	3
1.3.2 意見書の提出方法	3
1.3.3 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解	21

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和2年6月10日）第16条の規定に基づき、一般（住民等）に対し、環境の保全の見地からの意見を求めるため環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 準備書の公告・縦覧

1. 公告の日

令和6年3月15日（金）

1.1.2 公告の方法

令和6年3月15日（金）付の日刊新聞紙（南日本新聞及び熊本日日新聞）に公告を掲載した（別紙1参照）。また、上記の公告に加え、事業者のウェブサイトにも情報を掲載した（別紙2参照）。さらに、熊本県では「熊本県公報 第13314号」、出水市では「広報いずみ（2024（令和6年）3月号）」、水俣市では「広報みなまた（2024年3月号）」にお知らせを掲載した（別紙3参照）。

1.1.3 縦覧場所

自治体庁舎等8ヵ所において準備書及び要約書（以下、「準備書等」という。）を縦覧に供するとともにインターネット利用による公表を行った。

1. 自治体庁舎等

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ・ 出水市役所本庁舎 1 階ロビー | : 鹿児島県出水市緑町 1-1-3 |
| ・ 出水市役所高尾野支所 | : 鹿児島県出水市高尾野町大久保 7 |
| ・ 出水市役所野田支所 | : 鹿児島県出水市野田町下名 7035 |
| ・ 鹿児島県庁 13 階環境林務課 | : 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 |
| ・ 熊本県庁行政棟本館 1 階情報プラザ | : 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 |
| ・ 水俣市役所 2 階環境課窓口 | : 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1-1 |
| ・ 水俣市立図書館 1 階貸出窓口 | : 熊本県水俣市浜町 2 丁目 10-26 |
| ・ 水俣市湯の鶴温泉保健センター | : 熊本県水俣市湯出 1532-2 |

2. インターネットの利用

事業者ウェブサイトにも準備書等を掲載するとともに、鹿児島県、熊本県、水俣市のウェブサイトから準備書等を閲覧可能とした（別紙4参照）。

1.1.4 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年3月15日(金)から4月15日(月)までとし、縦覧時間は自治体庁舎等の開庁時間とした。インターネットによる公表は、縦覧期間中常時アクセス可能とした。

なお、事業者ウェブサイトでの縦覧期間については、縦覧開始後、不具合により一部縦覧できない状態が発生したことから、4月30日(火)午後7時まで縦覧期間を延長した。

1.1.5 縦覧者数（縦覧図書の閲覧名簿記載者数）

1. 縦覧者数

総数：18名

(内訳)

- ・出水市役所本庁舎1階ロビー：8名
- ・出水市役所高尾野支所：3名
- ・出水市役所野田支所：1名
- ・鹿児島県庁13階環境林務課：1名
- ・熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ：0名
- ・水俣市役所2階環境課窓口：1名
- ・水俣市立図書館1階貸出窓口：1名
- ・水俣市湯の鶴温泉保健センター：3名

2. 準備書等を掲載した事業者ウェブサイトへのアクセス数

アクセス数：4,623回

1.2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

説明会の開催公告を準備書等の縦覧等に関する公告と同時に行った。

1.2.1 公告の日及び公告の方法

1. 公告の日及び公告の方法

説明会開催の公告は、準備書等の縦覧等に関する公告と同時に行うとともに、事業者ウェブサイトでもお知らせした。

2. 開催状況

説明会の開催状況は表1-1に示すとおりである。

表 1-1 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所	参加者数
令和6年4月4日(木) 18時30分～21時38分	マルマエ音楽ホール出水	43名
令和6年4月5日(金) 18時30分～20時45分	水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」 もやいホール	30名
令和6年4月6日(土) 18時30分～20時52分	マルマエ音楽ホール出水	37名

1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握

1.3.1 意見書の提出期間

令和6年3月15日(金)から4月30日(火)までとした。(郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。)

1.3.2 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた(別紙5参照)。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送等による書面の提出

1.3.3 意見書の提出状況

意見書(環境の保全の見地からの意見)の提出は89通であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

■令和6年3月15日

・南日本新聞

環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)
「環境影響評価法」に基づき、(仮称)出水ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり縦覧いたします。また、同法に基づき説明会の開催について、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称：日本風力サービス株式会社

▼代表者の氏名：代表取締役 倉田隆広

▼主たる事務所の所在地：東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階

二、対象事業の名称：(仮称) 出水ウインドファーム事業

▼種類：風力(陸上)

▼規模：発電設備出力 最大六万二千キロワット、基数 最大十四基

三、対象事業実施区域の位置：
鹿児島県出水市上鰯瀬、上大川内及び下大川内の各一部

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲：
鹿児島県出水市及び熊本県水俣市

五、準備書の縦覧：
【場所】鹿児島県庁13階環境林務課 出水市役所本庁舎1階ロビー 出水市役所高尾野支所 出水市役所野田支所 熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ 水俣市役所2階環境課窓口 水俣市立図書館1階貸出窓口 水俣市湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1階休憩所

【期間】令和六年三月十五日(金)～令和六年四月十五日(月)

六、意見書の提出：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちた方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月三十日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、説明会の開催：
【日時】①令和六年四月四日(木) 午後六時三十分～午後八時三十分 ②令和六年四月五日(金) 午後六時三十分～午後八時三十分 ③令和六年四月六日(土) 午後六時三十分～午後八時三十分

八、【場所】①③マルメエ音楽ホール出水(出水市文化町23番地) ②水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール(水俣市牧ノ内3番1号) 問い合わせ先：〒105-0014 東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階 日本風力サービス株式会社

▼電話：〇三三五三〇九〇七二

担当者：風力開発チーム 室田・西川

■令和6年3月15日

・熊本日日新聞

環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)
「環境影響評価法」に基づき、(仮称)出水ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり縦覧いたします。また、同法に基づき説明会の開催について、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称：日本風力サービス株式会社

▼代表者の氏名：代表取締役 倉田隆広

▼主たる事務所の所在地：東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階

二、対象事業の名称：(仮称) 出水ウインドファーム事業

▼種類：風力(陸上)

▼規模：発電設備出力 最大六万二千キロワット、基数 最大十四基

三、対象事業実施区域の位置：鹿児島県出水市上鰯瀬、上大川内及び下大川内の各一部

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲：
鹿児島県出水市及び熊本県水俣市

五、準備書の縦覧：
【場所】熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ 水俣市役所2階環境課窓口 水俣市立図書館1階貸出窓口 水俣市湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1階休憩所

【期間】令和六年三月十五日(金)～令和六年四月十五日(月)

六、意見書の提出：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちた方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月三十日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、説明会の開催：
【日時】令和六年四月五日(金) 午後六時三十分～午後八時三十分

八、【場所】水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール(水俣市牧ノ内3番1号) 問い合わせ先：〒105-0014 東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階 日本風力サービス株式会社

▼電話：〇三三五三〇九〇七二

担当者：風力開発チーム 室田・西川

4

事業者ウェブサイトに掲載したお知らせ（1/3）

（仮称）出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

令和6年3月15日
日本風力サービス株式会社

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「（仮称）出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」（以下、準備書）及び準備書を要約した書類（以下、要約書）を令和6年3月14日付で経済産業大臣へ届出、鹿児島県知事、熊本県知事、出水市長、水俣市長へ送付いたしました。

準備書及び要約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

なお、本準備書及び要約書に記載されております図書題名は「（仮称）出水ウィンドファームに係る環境影響評価準備書」となっておりますが、正しくは経済産業大臣宛の届出題名となる「（仮称）出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」であり、ここに慎んで訂正するとともにお知らせ申し上げます。

準備書の縦覧について

・ 縦覧場所：

- ①鹿児島県庁13階環境林務課
- ②出水市役所本庁舎1階ロビー
- ③出水市役所高尾野支所
- ④出水市役所野田支所
- ⑤熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ
- ⑥水俣市役所2階環境課窓口
- ⑦水俣市立図書館1階貸出窓口
- ⑧水俣市湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1階休憩所

・ 縦覧期間：

令和6年3月15日（金）から令和6年4月15日（月）

*ただし、①～⑥は土曜日、日曜日及び祝日を除く。⑦は月曜日、第4木曜日を除く。⑧は月曜日を除く。

*なお、こちらのオフィシャルサイトについては、不具合により縦覧資料の一部が閲覧できない状態にありました期間を勘案し、4月30日（火）午後7時まで縦覧を延長いたします。

・ 縦覧時間：

- ①～④、⑥ 08:30～17:15
- ⑤ 9:00～17:00
- ⑦ 9:00～17:00（土曜日、日曜日及び祝日は午後5時まで）
- ⑧ 10:00～20:30（3月は20:00まで）

事業者ウェブサイトに掲載したお知らせ (2/3)

公式サイトにおける公表

表紙と目次	表紙と目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第1章
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章
第3.1章 対象事業実施区域及びその周囲の概況_自然的状況	第3.1章
第3.2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況_社会的状況	第3.2章
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	第4章
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	第5章
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	第6章
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	第7章
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第8章
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	第9章
第10.1.1章 環境影響評価の結果_大気環境（騒音）	第10.1.1章
第10.1.2章 環境影響評価の結果_大気環境（超低周波音）	第10.1.2章
第10.1.3章 環境影響評価の結果_大気環境（振動）	第10.1.3章
第10.1.4章 環境影響評価の結果_水環境（水質：水の濁り）	第10.1.4章
第10.1.5章 環境影響評価の結果_その他の環境（風車の影）	第10.1.5章
第10.1.6章 環境影響評価の結果_動物	第10.1.6章
第10.1.7章 環境影響評価の結果_植物	第10.1.7章
第10.1.8章 環境影響評価の結果_生態系	第10.1.8章
第10.1.9章 環境影響評価の結果_景観	第10.1.9章
第10.1.10章 環境影響評価の結果__人と自然との触れ合いの活動の場	第10.1.10章
第10.1.11章 環境影響評価の結果__廃棄物等（産業廃棄物）	第10.1.11章
第10.1.12章 環境影響評価の結果__廃棄物等（残土）	第10.1.12章
第10.2章 環境影響評価の結果_環境の保全のための措置	第10.2章
第10.3章 環境影響評価の結果_事後調査	第10.3章
第10.4章 環境影響評価の結果_専門家等からの意見の概要	第10.4章
第10.5章 環境影響評価の結果__環境影響の総合的な評価	第10.5章
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第11章
第12章 その他環境省令で定める事項	第12章
資料編	資料編
要約書	要約書

事業者ウェブサイトに掲載したお知らせ（3/3）

注1：この準備書は、上記①～⑧の縦覧場所では4月15日まで閲覧することができます。なお、こちらのオフィシャルサイトでは、不具合により縦覧資料の一部が閲覧できない状態にありました期間を勘案し、4月30日（火）午後7時まで閲覧期間を延長いたします。なお、印刷及びダウンロードはできません。

注2：準備書及び要約書の著作権は、事業者等が所有しています。引用等の著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

意見書の送付について

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和6年4月30日（火）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●郵送の場合

宛先：〒105-0014 東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6F
日本風力サービス株式会社 室田・西川 宛

意見書用紙は[こちらよりダウンロード](#)ください。

●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。）

住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所：マルマエ音楽ホール出水

日時：令和6年4月4日（木）18:30～20:30
令和6年4月6日（土）18:30～20:30

場所：水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール

日時：令和6年4月5日（金）18:30～20:30

お問合せ先

〒105-0014
東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6F
日本風力サービス株式会社

TEL：03-5530-9072

担当：風力開発チーム 室田・西川

自治体広報紙等

■熊本県公報 第 13314 号 令和 6 年（2024 年）3 月 15 日（金）

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日 金曜 熊 本 県 公 報 第 1 3 3 1 4 号 37

カ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく上乗せ排水基準（大腸菌群数）等の見直しについて
キ 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について
ク 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について
ケ 温泉掘削等の許可について

4 傍聴者の定員
10 人

5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前 9 時 45 分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 その他
審議事項ア「第 33 回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 の規定により非公開となる見込み。

7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 6）

熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年（2024 年）3 月 15 日
熊本県議会議長 山口 裕

熊本県議会規則第 2 号
熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則
熊本県議会傍聴規則（平成 5 年熊本県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の次に次の 1 条を加える。
（電子情報処理組織による一般傍聴券に記載すべき事項の提供）
第 9 条の 2 議長は、第 5 条第 3 項の規定による一般傍聴券の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、当該一般傍聴券に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、議長は、当該一般傍聴券を交付したものとみなす。
2 前項の規定を適用する場における第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 7 条並びに第 8 条の規定の適用については、第 5 条第 3 項中「会議当日に、議会事務局所定の場所で、先着順」とあるのは「議長が定めるところ」と、同条第 4 項中「傍聴券の交付」とあるのは「第 9 条の 2 第 1 項の規定により一般傍聴券に記載すべき事項の提供」と、「傍聴券に記載された」とあるのは「当該事項として記録された」と、第 7 条及び第 8 条中「傍聴券又は通行記章」とあるのは「第 9 条の 2 第 1 項の規定により提供を受けた事項」とする。
3 第 1 項の規定により一般傍聴券に記載すべき事項の提供を受けた者については、第 6 条及び前条の規定は適用しない。
第 12 条第 4 号中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。
附 則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 14 号
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下、「法」という。）第 11 条及び博物館の登録に関する規則（昭和 27 年熊本県教育委員会規則第 7 号。）第 2 条の規定により博物館を登録したので、法第 14 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
令和 6 年（2024 年）3 月 15 日
熊本県教育長 白石 伸 一

1 博物館の設置者の名称及び住所
天草市（天草市東浜町 8 番 1 号）
2 博物館の名称及び所在地
天草市立御所浦恐竜の島博物館（天草市御所浦町御所浦 4310 番地 5）
3 登録の年月日
令和 6 年（2024 年）3 月 7 日

公告
環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により作成した「（仮称）出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）について、同法第 16 条の規定により一般の意見を求めるため、次のと

おり公告し、関係書類を縦覧に供する。
また、同法第17条第1項の規定に基づき準備書説明会を開催するため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和6年3月15日

- 日本風力サービス株式会社 代表取締役 倉田 隆広
- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 事業者の名称 日本風力サービス株式会社
(2) 代表者の氏名 代表取締役 倉田 隆広
(3) 主たる事務所の所在地 東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 (仮称) 出水ウィンドファーム事業
(2) 種類 風力発電(陸上)
(3) 規模
風力発電機出力: 最大60, 200kW
風力発電機の単機出力: 4, 200~4, 300kW
風力発電機の基数: 最大14基
- 3 対象事業が実施されるべき区域
鹿児島県出水市上鯖瀬、上大川内及び下大川内の各一部
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鹿児島県出水市及び熊本県水俣市
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
① 熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ
② 水俣市役所 2階環境課窓口
③ 水俣市立図書館1階貸出窓口
④ 水俣市湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1階休憩所
(2) 期間 令和6年3月15日(金) から令和6年4月15日(月) まで
(3) 時間 各施設の開庁・開館日の開庁・開館時間に準じる。
(4) 電子縦覧 <https://j-windservice.com/>
- 6 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
(1) 日時
令和6年4月5日(金) 午後6時30分から午後8時30分まで
(2) 場所
水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール
- 7 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(1) 提出期限 令和6年4月30日(火) (当日消印有効)
(2) 提出方法 各縦覧場所の指定位置に置かれた意見書箱(熊本県庁を除く)に投函ま
たは問合せ先まで郵送
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 9 問合せ先
日本風力サービス株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6階
03-5530-9072
担当者: 風力開発チーム 室田・西川

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和6年3月15日

熊本県議会議長 山口 裕

熊本県議会告示第2号

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領
熊本県議会委員会傍聴取扱要領(平成13年熊本県議会告示第3号)の一部を次のよう
に改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
2 前項の規定による委員会傍聴の申込みについては、同項の規定にかかわらず、議長が
定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(委員長の使用に係る電子計算機
(入出力装置を含む。)と当該申込みを行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回
線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。
第5条の見出し中「及び通知」を削り、同条中「許可し、その結果を議会事務局を通じ

■広報いずみ（2024（令和6年）3月号）



風力発電に関する準備書の縦覧・住民説明会

環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書の縦覧ができます。
あわせて、本事業に関する住民説明会を開催します。



準備書の縦覧

- 期間 3/15（金）～4/15（月）※ 開庁日のみ
- 時間 8:30～17:15
- 場所 本庁[生活環境課]および各支所

電子縦覧はこちら



日本風力サービス



住民説明会

- 日時 ● 4/4（木）18:30～20:30
● 4/6（土）18:30～20:30
※ 受付 18:00～
- 場所 マルマエ音楽ホール出水[両日]

事業者

日本風力サービス株式会社
[東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル6階]



生活環境課
(63-4042)

■広報みなまた（2024年3月号）



「(仮称) 出水ウィンドファーム事業」 風力発電事業準備書の縦覧および説明会

日本風力サービス(株)が、出水市の一部で計画する
風力発電事業について、環境影響評価法に基づく環
境影響評価準備書の縦覧および説明会を行います。

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力 最大 60,200kW（基数：最大
14基）

対象事業実施区域の位置 出水市上鯖淵、上大川内
及び下大川内の各一部

関係地域の範囲 出水市、水俣市

①準備書および要約書の縦覧

期間 3/15（金）～4/15（月）

場所 ①市役所2階環境課窓口、②市立図書館1階
貸出窓口、③湯の鶴温泉保健センターほたるの湯1
階休憩所

※各施設の閉館時間には注意してください。

電子縦覧 日本風力サービス(株)ホー
ムページからも準備書などを見ら
ることができます。



▲HP

②住民説明会

日時 4/5（金）18時30分～20時30分（18時か
ら受付）

場所 もやい館3階もやいホール

◆意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全などの意
見がある人は、書面で提出することができます。

提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書に必要な事項
を記入し、郵送または、縦覧場所に設置されている
意見書箱へ投函してください。

提出期間 3/15（金）～4/30（火）（当日消印有効）

〒105-0014、東京都港区芝二丁目5番10号
芝公園NDビル6階/日本風力サービス(株)風力開
発チーム ☎ 03-5530-9072

自治体ウェブサイト

鹿児島県ウェブサイト(1/4)



更新日：2024年3月15日

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

日本風力サービス株式会社「(仮称)出水ウインドファーム事業」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。(令和6年4月15日まで)

詳しくは[事業者のホームページ](#) [\(外部サイトヘリンク\)](#)をご覧ください。

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和5年12月20日	PDF (仮称)肥薩ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 166KB)
令和5年12月14日	PDF (仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 192KB)
令和5年9月14日	PDF (仮称)六郎館岳風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 152KB)
令和5年6月26日	PDF (仮称)垂水風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF: 164KB)
令和5年6月20日	PDF (仮称)肝付風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 173KB)
令和5年4月24日	PDF 屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 138KB)
令和5年2月1日	PDF (仮称)六郎館岳風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF: 130KB)
令和4年10月14日	PDF 馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 164KB)
令和4年9月29日	PDF (仮称)垂水風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF: 136KB)
令和4年8月23日	PDF (仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 425KB)
令和4年7月8日	PDF (仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF: 193KB)

鹿児島県ウェブサイト(2/4)

令和4年6月6日	PDF 馬毛島の管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置に対する知事意見（環境影響評価の対象外の工事における自主的な環境保全措置）（PDF：107KB）
令和4年4月27日	PDF (仮称)輝北風力発電事業I更新計画 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：173KB）
令和3年12月21日	PDF (仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：197KB）
令和3年7月29日	PDF 馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：185KB）
令和3年7月29日	PDF (仮称)出水水保ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：144KB）
令和3年7月16日	PDF (仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：143KB）
令和3年7月14日	PDF (仮称)肝付風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：120KB）
令和3年7月7日	PDF (仮称)肥薩ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：142KB）
令和3年6月29日	PDF (仮称)北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：177KB）
令和3年6月25日	PDF (仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：124KB）
令和3年6月22日	PDF (仮称)新南大隅ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：140KB）
令和3年5月25日	PDF (仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：137KB）

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[PDF 環境影響評価対象事業一覧（PDF：123KB）](#)

鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[PDF 鹿児島県環境影響評価専門委員名簿（PDF：27KB）](#)

環境影響評価の実施の参考となる事例

環境影響評価の実施に当たり、参考となる事例を以下に掲載しますので、事業者の方々は参考にしてください。

分かりやすい環境影響評価図書の作成

- 環境アセスメント手続の流れを記載したフロー図の掲載

鹿児島県ウェブサイト(3/4)

- 関係法令等による規制状況の一覧表の掲載
- 保安林の種別の掲載（水源かん養保安林、保健保安林など）
- 図書の内容を分かりやすくまとめた「あらまし」の作成（説明会での配布など）

環境影響評価手続の積極的な周知

- 市町村の広報誌への掲載
- 周知のチラシを各戸配布

（参考）環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集（H29.7環境省）

[環境省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

環境影響評価図書の継続的な公開

- 縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開（事業者の協力を得て掲載）

[環境省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

配慮書手続における複数案の設定

- 風力発電機の配置計画エリアを4案設定し、配慮書手続を実施。その結果を踏まえ、エリアを1つに絞り込み、方法書以降の手続を実施。

説明会が開催できない場合の代替措置

- 説明会資料の各戸配布、縦覧場所への設置（持ち帰り自由）
- アセス図書の縦覧期間後もインターネットによる閲覧を継続など

（参考）発電所環境アセスメント情報（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言を踏まえた説明会の対応について）

[経済産業省ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

重複する区域における事業者間調整

- 複数の事業者による風力発電機の設置計画エリアが重複する区域において、事業者間調整を行うよう求めた知事意見を踏まえ、2事業者が1つの事業を共同で進めることで合意

環境影響評価手続の再実施

- 方法書に対する知事意見までの手続を経た風力発電事業において、300メートル以上離れた区域を新たに対象事業実施区域とするため、廃止通知を行い、配慮書手続から再実施

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

鹿児島県ウェブサイト(4/4)



鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.

(仮称)出水ウィンドファーム事業

ページ番号:0051605 更新日:2024年3月15日更新

【(仮称)出水ウィンドファーム事業】

手続の状況		準備書手続き中
手続根拠		環境影響評価法
事業者		日本風力サービス株式会社
事業の種類		風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ㉠(第一種事業))
事業の規模		発電所出力 最大68,400kw
対象事業実施区域		熊本県水俣市、鹿児島県出水市
配慮書	知事意見照会	令和2年(2020年)7月13日(月曜日)
	一般意見の募集及び公告縦覧等	令和2年(2020年)7月13日(月曜日)から 令和2年(2020年)8月12日(水曜日)まで
	現地視察及び第1回審査会	(現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 (審査会:書面審議により実施) 令和2年(2020年)7月22日(水曜日) ～令和2年(2020年)8月28日(金曜日)  議事概要(PDFファイル:117KB)
	知事意見	令和2年(2020年)9月25日(金曜日)  知事意見(PDFファイル:166KB)

方法書	公告縦覧	令和3年(2021年)2月1日(月曜日)から 令和3年(2021年)3月16日(火曜日)まで
	審査会	(書面審議) 令和3年(2021年)2月15日(月曜日) ～令和3年(2021年)3月31日(水曜日)  議事概要 (PDFファイル: 156KB)
	知事意見	令和3年(2021年)7月28日(水曜日)  知事意見 (PDFファイル: 169KB)
準備書	公告縦覧	令和6年(2024年)3月15日(金曜日)から 令和6年(2024年)4月15日(月曜日)まで 電子縦覧は 事業者ホームページ <外部リンク>で
	現地視察及び 第1回審査会	-
	公聴会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-
評価書	公告縦覧	-

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課 代表

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
(行政棟 新館 5階)

Tel:096-333-2268 Fax:096-387-7612



メールでのお問い合わせはこちら



音声読み上げ

文字サイズ

拡大

標準

背景色

A

A

標準

行政トップページへ

Foreign Language

ホーム > 環境サイト > 分類から探す(環境) > 環境保全・自然保護 > (仮称) 出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会の開催予定について

(仮称) 出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会の開催予定について

最終更新日：2024年3月1日

日本風力サービス株式会社が鹿児島県出水市上鯖淵、上大川内及び下大川内の各一部において、現在計画している「(仮称) 出水ウィンドファーム事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の縦覧及び説明会を実施します。

事業の名称	(仮称) 出水ウィンドファーム事業 ・種類：風力（陸上） ・規模：発電設備出力 最大60,200kW（基数：14基）
事業の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本風力サービス株式会社 代表取締役 倉田 隆広 東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園NDビル6階
準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間	令和6年3月15日（金曜日）～令和6年4月15日（月曜日） (1)水俣市役所 2階環境課窓口 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) (2)水俣市立図書館 1階貸出窓口 午前9時00分～午後7時00分(土日は午後5時00分まで。月曜日、第4木曜日を除く) (3)湯の鶴温泉保健センターほたるの湯 1階休憩所 午前10時00分～午後8時30分(3月は午後8時00分まで。月曜日を除く)
対象事業実施区域の位置	鹿児島県出水市上鯖淵、上大川内及び下大川内の各一部

水俣市ウェブサイト(2/2)

関係地域の範囲	鹿児島県出水市内及び熊本県水俣市内
意見書の提出	準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧期間中は備え付けの意見書に必要事項を記入の上、意見書箱に投函ください。縦覧期間後にご提出いただく場合は、令和6年4月30日（火曜日）までに下記事業者の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。
電子縦覧	https://j-windservice.com/ （外部リンク）
説明会の開催を 予定する日時及 び場所	令和6年4月5日（金曜日）18：30～20：30 ※受付は、開催30分前から実施します。 水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール
問い合わせ先	〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園NDビル 6階 日本風力サービス株式会社 電話：03-5530-9072 担当者：風力開発チ ーム 室田・西川

このページに関する
お問い合わせは

環境課 環境衛生室
電話：0966-61-1613
ファックス：0966-63-9044
✉ kankyo@city.minamata.lg.jp

(ID:3612)

[🔼 ページの先頭へ](#)

環境課

〒867-8555
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号
電話番号：0966-61-1612

環境クリーンセンター

〒867-0062
熊本県水俣市築地9番40号
電話番号：0966-62-4101

水俣病資料館

〒867-0055
熊本県水俣市明神町1番53号
電話番号：0966-62-2621

Copyright (C) 2019 Minamata City. All Rights Reserved.

意見書の様式

「(仮称) 出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」

意 見 書

「(仮称) 出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙または任意の書式に、住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函いただくか、下記送付先までご郵送ください。

- (1) 受付期間

令和6年3月15日（金）～4月30日（火）
（郵送の場合は当日消印有効）
- (2) 送付先

〒105-0014
東京都港区芝2丁目5番10号 芝公園NDビル6階
日本風力サービス株式会社
- (3) 記載事項

・住所及び氏名
（法人その他の団体は、団体名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載）

・準備書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含む）
（日本語により記載してください）

令和6年 月 日

住 所	
氏 名	
環境の 保全の 見地から の意見	

注1）本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
注2）この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

空 白

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項に基づき準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表 2-1(1)～(57)に示すとおりである。

なお、一般意見の内容は、原文のままの記載としている。

表 2-1(1) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
1	風車の基礎の深さも書いてなく、おかしい。ボーリング調査もしていないのではないのか。地質が不安。大雨も地震もとても心配。風車近くで畜産、農業などを行っている人々は、山のゆたかな自然水でくらしている、くらしを壊すことを心配している。 ラムサール条約に登録された生物多様性をこわす恐れもある。ツルの風車によるパードストライクもすごく心配。 人への悪影響として風車の低周波による不眠などの健康被害が多発することが心配でたまらない。 ・変電所の位置は明記されているが、送電線、その鉄塔の位置、建設工事については書いてない、どうする予定か。 ・送電線による環境えいきょう評価、鳥類への影きょうはどうなのか… ・風車のために木々を伐採するだけでも土砂災害につながる、山をけずり、また盛り土をするとあるが熱海と同じ災害になりそうで心配。 おびただしい風車の数でつくられるデンキは、誰のために、どこに送電されるのか？ 出水市民は電気不足で困っていませんが…環境をこわしてまで風車をつくるのは何故ですか… 私たちの大切な自然という貴重な財産を犠牲にして見た目も悪い人工物を造りたい理由は誰のためですか？ 災害がおきてから予想外だった！ではすみませんよね。 熱海のようなことがおきないと言える絶たいたな調査・対策は？	対象事業実施区域の地盤・地質については、令和6年4月より風力発電機設置箇所において、ボーリング調査を実施しており、その結果を踏まえ、今後、詳細な計画を立案してまいります。 また、本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積が最小限となる計画としております。また、法令等に係る基準や指針に従った適切な設計・施工のほか、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを回避・低減するための対策を講じる計画としております。また、風車についても、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めていくこととなります。なお、送電線等については、各行政等関係機関と協議しながら検討を進めている段階であるため、詳細は未定です。 本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与できるものと考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(2) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
2	<u>郷土の生態系と景観に影響が出ないよう、計画の更なる縮小・変更、事後対策を求めます。</u> まずは、これまでの環境アセスメントの過程において、現地の野鳥をはじめとする野生動物の綿密な調査とそれに伴う施設設置計画の変更について、当団体をはじめとする地域の意見にある程度の対応をいただいたと、評価させていただきます。 調査のとおり、建設予定地等は、クマタカをはじめとする希少な猛禽類などの繁殖と生息の区域に近・隣接し、かつツルやサシバをはじめとする多様な野鳥の渡りコース内にあります。このため、風向きなどの天候やツル類の出水市以外への飛来によっては、これら野鳥の渡りのコースの真っ只中となる可能性が高いと考えます。 このため、昨年2月15日に、長島町行人岳で発生した既設の風力発電施設ブレードによるツルのバードストライクのように、あからさまなバードストライク事故が頻繁に発生すると考えますので、設置場所や規模について更なる配慮（変更、断念）が必要と考えることから、細部の再検討をお願いします。 また、計画を推進されるにあたっては、周辺の風力発電事業者らと調整の上、事後調査による具体的な保全策、例えば渡り期間中の発電設備の稼働を中断するなど、を実施されるようお願いするとともに、実施された綿密な野鳥の現地調査の成果を当会にも提供いただき鹿児島県の野生動物把握の参考にさせていただきたいと考えますので、ご配慮ください。 なお、最後に、現在の欧州の戦争の動向や国際海洋運輸経路の変化による急激なコスト上昇などの経済情勢から、全国的に重複して進められている風力発電所の建設が物理的に可能か、大いに疑問を持っていることを付け加えさせていただきます。 以上	現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると理解しております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。 さらに、鳥類への影響（バードストライク）については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしており、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。なお、事後調査の結果については、法令に基づき公表いたします。 将来的に諸外国の経済発展に伴う化石燃料の高騰や電力不足が想定される中で、自国の再生可能エネルギーは重要性を増してくると考えております。また、火力発電所及び原子力発電所の廃止により電力不足になった場合、直ちに発電所を整備することは難しく、再生可能エネルギー（風力発電所）の導入推進は必要と考えております。事業実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。
3	なにもない出水にこのような話が上がって、非常に期待していますし大変嬉しく思います。 熊本県の風力発電所や長島町の風力発電所は観光地化しています。出水の大川内も	国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できる事業となるよう努めてまいります。

表 2-1(3) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
3	活性化してほしいです。このままなにも変化がないと出水はこのまま人口は減少し続けダメになってしまうと私は考えています。 熊本県のメガ太陽光発電所と出水に建設予定の風力発電所は私の素人考えでは太陽光発電より風力発電の方が環境に与えるダメージは少ないのではないかと考えています。	【前ページに記載】
4	わたしは子どもたちに関わる仕事をしています。現状、出水は仕事が少ないです。 今のままだと、この先もっと仕事が少なくなって、人口も減って、子どもたちが将来大人になった時に、出水に住めなくなるかもしれないという不安があります。 今回の風車の計画は私は良いと思います。新しい産業が出水に生まれて、少しでも地域が活性化すること、子どもたちがずっと住み続けることが出来る環境になることを期待します。	
5	1 環境影響評価準備書にありますように、鹿児島県では、令和3年3月「鹿児島県環境基本計画」を制定し再生可能エネルギー導入の促進を掲げている 令和5年3月には、「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」においては、 ① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの促進 ② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進 ③ 再生可能エネルギーを活用した地域の活性化 などかかげ取り組みを後押ししています また隣県、熊本県でも第2次熊本県総合エネルギー計画を策定して省エネ・再エネの取り組みに積極的に推進している。 これら両県の取り組みを踏まえてこの計画を推進してもらいたい。 2 地域貢献共同事業について 大川内地区も人口減少が著しく高齢者地区であります各集落の自治会運営も厳しくなってきました。若い人たちが大川内地区に戻ってくる環境を作らなければいずれ集落は消滅の危機に瀕してしまいます。 将来、この発電設備を活用した場所を、公園化〔風車道の駅〕など建設して地元の特産品	

表 2-1(4) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
5	や工芸品など販売する施設があれば、環境客が大川内地区にも足を延ばし、地元の経済活性化にもつながり、若い人たちが大川内地区に戻ってくる機会になるかも知れません。大川内地区が今後の未来を描ける可能性を残すためにも風力発電計画には賛成いたします。	【前ページに記載】
6	林業の会社を営んでいる者です。風車発電が建設される予定地の周囲で山林整備作業を行っています。 山林整備にあたり、林道、郷田山線、庄ゲン線を通行していますが、林道の荒れ方が酷く軽トラックでの走行がやっとです。 風車が建設される予定地の近くの出水市有林また民地に森林経営計画を認定されていますが、作業プランの作成に悩んでいます。 今回、風車発電が建設されれば、林道整備が行われると思います。その道が出来れば、山林の資源価値が上がると考えます。 以上ですが、一日も早く風力発電の事業が進み、林道が完成する事を期待します。	
7	・「鶴の里」にバードストライクの可能性のある巨大な風力発電施設はふさわしくないとします。 ・自然エネルギーもその土地に調和のとれた小規模施設で住民が低周波などに影響されないものを開発することでむしろ貴社と「鶴の里」が高く評価されると思います。	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
8	自然豊かな出水の地に、大規模な風車を建設することは極めて重大な問題である。県内各地での低周波による健康被害も大きな問題となっている 希少な動物、鳥類、植物に及ぼす影響は大きい 地震や水害などに及ぼす影響は次の世代にまで、不安が続くことになる。出水地区におけるウインドファーム事業計画は直ちに中止すべきである。	
9	・出水市街地から見るこの豊かな自然の景観を壊さないでほしい。 上場高原に行く途中のお茶の記念碑の場所は景観が素晴らしい。 風車は不釣り合い。	
10	今、異常気象が年々 ひどくなってきているので自然破かい しないでほしい 絶対反対します	

表 2-1(5) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
11	今の世の中異常気象があるので土砂崩れ、水害の心配。 計画も、出水市民の声をもっと聞いてほしいです	【前ページに記載】
12	これから起こりえる自然災害などを考えると、手を入れた山などの土砂災害が心配です。 それに低周波が気になります。2つの対立する意見を耳にしますが不安はあります。山は自然があり登ってくるとホッとします。 水もおいしく、もし、工事で水の濁り、湧水が心配です	
13	私たちの住む上場から見えるすばらしい景色がだいなしです。この山に風車を建てないでください	
14	音がとてもうるさくなりそうで近くなのでとても心配が たえません。 反対です	
15	私は現在 76 才・職場は、全国移動の職場でした。異国の地で思うのは、ふるさとの山河でした、40 年務めて故郷の鹿児島へ帰えれ、今故郷の山河と共に生活し幸せな毎日を過ごしています。 歌手：五木ひろしさんの歌う「ふるさと」が私の思いを代弁しています。故郷の山に大規模風車を立てて、景観を壊さないでほしいです。計画の再考をお願いしたい。	
	東京一極集中の発展で、鹿児島県も出稼ぎの県です、十五でふるさとを後にし、東京、関西へ就職、そして異国の地で思うのは、ふるさとの山河でした。	
	ふるさとの山に大規模な風力発電を立てて、景観を壊さないでほしいです。後世の為に。	
	鹿児島県の稼ぐ力は、農林・水産と観光です、景観は、観光の資源です、再エネも大事ですが、地元住民から離れた適地をさがすべきです。	
16	地方の山に大規模な風力発電の風車群を立てて、地或住民とトラブルが生じていると耳にします。しかし最近政府は、地元とのトラブルを避ける為 風力発電の場所を洋上へ、そして更に、排他的経済水域「EEZ」への法整備も検討しています、陸上での風力発電計画は、考え直していただきたい。	
	出水市街地から見るこの豊かな自然の景観を壊さないで下さい 大雨の予測がしてあるのか、近年の大雨は異常な量だと思います。 山を削ると、水のりや湧水が、心配です 作らないでほしい 送電線による環境評価、鳥類等への影きょうは、	

表 2-1(6) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
17	いろんな事が心配で作ってほしくないです。	【前ページに記載】
18	現在の日本は少子高令化の中、大槻ぼ開発よりも自然人間にやさしいソフト面での開発をお願いしたい。 一度壊した自然は二度と再成しません！ ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ戦争で地球はグローバルなダメージを受けております。これ以上、自然を傷付けないでいただきたい。 従って、自然を壊す大規模開発には反対します。	
19	利便性を求める為に環境が壊されていく事が今からの子供達の為になるのか 恵まれすぎた生活ばかりして、工夫する事を考えない事が子供達の為になるのか 今は、皆で工夫する事を考える事の方が大事なのではないかと考えます。 努力している人達の話をして聞いて 皆で努力していきましょう	
20	地球の自然と宇宙の自然を大事にしよう 他の惑星の宇宙船は自然の自由エネルギーを利用している 彼らの宇宙船はその推進力や重力克服のために自然に存在する 宇宙の自由電磁エネルギーを利用している。 そしてその自然エネルギーの利用は我々にも今すぐ可能なのである。 熱、電気その他の形でこれまでに我々が日々消費していたすべてのエネルギーをそれによって完全に補えるのである そしてそれは我々が呼吸している空気と同様無尽蔵に存在し、お金もかからない。地球人もレベルアップして我々一般人も宇宙に飛び出そう。 金星人、土星人などは自然を非常に大事にしているそうです 山の木を切って風力発電をするより、自由電磁エネルギーを使ってエネルギーもレベルアップしよう。	
21	この風車を作るために、山を平坦にする。 木々を伐採する、盛土をする、基礎のために山を深く掘る、自然破壊もいいところです。 鶴をはじめ野鳥の宝庫であるこの自然豊かな出水市を出水の宝子達に繋ぎたいものです。	
22	交通量の増加に依るトラブル等、 ・小学生の頃テレビ塔があり遠足で登った思い出あり景観が変わる事に不安、不満、	
23	・この風車を作るためには山を平坦にしなければなりません 山を削りまた盛り土するとあるが土砂災害のようなことに心配 ・こんな大きな風車の低周波が怖い ・交通量の増加による交通事故への対応は	

表 2-1(7) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
23	・最近あちこちで地震が多発している作ってほしくない	【前ページに記載】
24	私は今は鹿児島市内に住んでいますが、20 数年前まで出水市に 30 年近く暮らしていました。子供たち 3 人も小学校、中学校、高校を卒業、私にとっても子供たちにとっても大切な故郷です。風力発電所をつくる計画が進んでいると聞いて驚いて「意見書」を書きました。出水市はラムサール条約に登録された生物多様性の町として私は住んでいる時も今も自慢の町です。「鶴」はもちろんですが多くの野鳥たちが飛び交う事が自慢の安心して暮らせる自然豊かな町だと思います。そのことは行政の責任者である市長はじめ行政をつかさどる皆さんが良く知っているはずです。大きな風車の低周波の問題、山を削ることの怖さをしっかりと考えてください。「ウインドファームの計画」をやめてください。多くの人々の反対の声を聞いて下さい。私も反対です。	
25	風力発電の設備をつくるため山を切り開き水源にダメージを与え風車は、バードストライクの被害を鳥たちに与えます。また、景観を悪くします。出水の電気は、余っています。自然エネルギーだからといって自然をこわしてはいけませんので絶対反対です。	
26	出水市は自然豊かな所 私が 30 年かけて作って来た 東雲の里からも 10 基の風車が見えるそうですが、 自然の中で蕎麦を食べてもらい花の中を散策して楽しんで頂く遊歩道から見える、風車は、とても不釣り合い。 土石流や他の災害も起こりうる事と思います。 風車建設に反対致します！	
27	私は角石集落で東雲の里という観光庭園を家族で営んでいます。何年か前から風力の事業者様方が食事に来て下さり、とても有難く思っています。そして、事業者の方々は若いのに、地域に溶け込み、コミュニティにも参加して下さい。良い印象です。なので公民館長さん方は、賛成になるはずだと思います私も、風力の方々は個人的には、大好きな方々ですが、風力が大川内に出来ることは、反対です。市であった説明会で出水市以外の方々が言われた事を聞き怖いことも沢山あるのだと知り、驚きました。大川内の女性や子供達など、みんなに、マイナス面も知っていただいた上で、判断していただかないと後で、知らなかったではすまされない事になりそうな気がします。	

表 2-1(8) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
28	巨大な風車が 14 基も出来ることは、山を削り、谷を埋めて平坦にしてたてられることと思います。近年各地の土砂災害、能登地震でもあった液状化も心配です。	本事業で計画している切土及び盛土は、管理用道路の造成や風力発電機ヤード等のために行うものです。盛土に関しては、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議し、土砂災害が発生しないように進めてまいります。
29	立地予定の山地全体の構成物質はターシャリー（第三紀層系）であり 風雨に対する強度が十分とは言えません。大雨による崩壊が心配です。	
30	1, 環境影響評価の項目の選定で、地形及び地質に「重要な地形及び地質は存在しない」として、非選定としたのは問題である。 ----- 貴社は非選定の理由を「発電所アセス省令」別表第 6 を参考にした旨を挙げている。しかし、貴社の建設予定地には出水断層帯が存在し、平成 9 年の 7 月 10 日には、出水市境町針原地区では土石流災害が発生し、死者 21 名、負傷者 13 名、住宅全壊 25 棟、ミカン園 10 ha の巨大土石流災害が起きている。 特に鹿児島県は、シラス台地が多く近年豪雨が多いこともあり、土石流災害が多発していることを考えると、地形及び地質の調査の非選定は問題で、配慮書段階・方法書の段階で多くの人が、地形・地質の調査を求めてきた経緯があり、それを無視したのは許しがたい。 土石流災害は、生命・財産にかかわる問題で、事業特性および地域特性を踏まえ、早急に選定し、調査し、結果の評価を行うべきである。 ----- 2, 他事業所（電源開発）との、設置場所についての話し合いについて ----- 貴社は、4 月 5 日の水俣市での住民説明会で、電源開発が建設を予定している肥薩ウインドファームとの風車建設予定地が重複している問題で、「電源開発とこれまで 3 回の話し合いを行ったが、合意に至っていない。今後も話し合いは続けるが、今のところ棲み分けを考えている」との答弁を強調された。建設予定地の重なりについては、配慮書の段階から明らかで、そのことは、鹿児島県・熊本県の両知事から、また説明会、住民意見書でも他社との話し合いを持つよう指摘され、方法書の段階でも同じ意見が出された。しかし話し合いについての報告はなく、今回（準備書）初めて 3 回行った旨の回答があった。今後話し合いを続けた場合、貴社には合意に達する見通しはあるのか？	環境影響評価法における地形及び地質は、学術上重要な地形及び地質を改変するか否かで選定することとなっております。対象事業実施区域内には重要な地形・地質は存在しないことから、非選定としております。ただし、災害等に関わる地形改変については、環境影響評価とは別に事業計画の中で検討し、事業を進めてまいります。 ----- 他事業者との調整について、（仮称）肥薩ウインドファーム事業の事業者とは、協議を実施しておりますが、事業者間で調整できていない部分があります、引き続き今後も協議を継続してまいります。 なお、本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的としております。事業実現に向けた取り組みを進めてまいります。

表 2-1(9) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
30	ただもし合意に達しても、どちらかの企業が建設を断念せざるを得ないと思うが、貴社には電源開発が建設をあきらめるまで(最後まで)交渉を続ける決意があるのか?ないのか?現段階(準備書)で結論を出すべきである。 今回明らかになった貴社の「現段階では、棲み分けを考えている」という発言を聞くかぎり、最後まで建設計画を推し進める覚悟は感じられない。従って速やかに、貴社の覚悟のほどを明らかにすべきである。 3, 水環境に関する評価項目に、「地下水脈、湧水量、温泉の泉源への影響」を追加し、調査を行うべきである。 貴社は、水環境の評価項目には、水質・底質に限定し、水の濁り、有害物質について、選定・非選定を行い、非選定の理由について、「参考項目に関する環境影響がない、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであること等から、非選定としたとして、河川の改変は行わない計画であり、底質のかく乱による水の濁りの発生は想定されない」として、造成時の施行による一時的影響についてのみ、水の濁りについて浮遊物質の量・流れについて、土質について調査を行い、水の濁りの環境保全措置として、「造成に伴う改変面積の最小化に努め、樹木の伐採も最小限とする。造成工事時には沈殿池、フトン籠等を可能な限り先行して設置します」等と記載し、住民説明会でも説明した。しかし、風力発電建設は建設工事中のみならず、河川だけでなく、地下水脈や湧水、温泉の泉源などへも影響が及ぶことが予測される。現実にはテレビ塔の建設や、新幹線の工事等により地下水脈に影響を及ぼし地下水が出なくなった。湧水量が減ったなどの被害報告が多く出されている。 貴社の風力発電計画が、尾根部分に建設が予定され、森林の伐採に加え、かなりの深さまで杭(基礎)を打つことを考えると、河川の濁りだけでなく、地下水脈への影響、湧水量への影響を、発電アセス省令の参考項目に入っていないからと言って、除外するのは問題である。貴社の建設予定地を源流とする地下水脈、湧水は現実に水俣だけでも、冷水水源、湯堂湧水、袋湾、茂道湾の湧水は、田畑を潤し、魚介類、プランクトンにとって養分を運んでくれる命の水である。 また水俣市の湯の鶴温泉の泉源への影響、神の川、招内川、湯出川、への影響だけでな	地下水脈や湧水等は、環境影響評価法においては風力発電事業に係る環境影響評価項目となっておらず、本事業においては地下水脈までの掘削及び地下水・温泉の利用は行わないことから、調査・予測・評価項目としていません。 ただし、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議し、影響が生じないように検討してまいります。 また、集水域を改変する出水市側で湧水を利用している方には個別に相談を開始しており、工事にあたっては、モニタリングを継続して行い、湧水や地下水の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切な対策を実施します。 なお、本事業では、水俣市側の集水域は改変しないことから、水俣市内の水源地への影響はないと考えております。

表 2-1(10) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
30	く、地下水を利用している住民にとっては死活問題である。 是非環境影響検査項目に、「地下水脈調査、湧水量調査、温泉の泉源への影響調査」を追加し、調査を行うべきである。 なお水環境では、土質調査だけでなく、建設前にボーリング調査を早急に行い、コアサンプルを示し住民に明らかにすべきである。 -----	【前ページに記載】
31	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、鹿児島県出水市で計画されている（仮称）出水ウインドファーム事業（事業者：日本風力サービス株式会社、最大 60,000 kw、基数：最大 14 基）の環境影響評価準備書（作成委託事業者：八千代エンジニアリング株式会社、以下本アセス図書と略記）に関する意見を述べる。 ----- 1. 不十分な調査による予測であり、環境影響評価は困難である 本事業の計画地と全く同じ場所で、電源開発株式会社の（仮称）肥薩ウインドファーム事業が計画されており、環境影響準備書が 2023 年 5 月に出されている。（仮称）肥薩ウインドファーム事業の環境影響準備書に対する経済産業大臣の勧告では、クマタカへの影響予測から、適切な環境保全措置が求められている。特に、風力発電機 No. 14 と No. 16 は衝突確率が極めて高いことから、具体的に風力発電機の設置取り止めや配置変更が求められている。（仮称）出水ウインドファーム事業の風力発電機 T3 と T6 の計画地点は、（仮称）肥薩ウインドファーム事業のそれぞれ No. 16 と No. 14 の計画地点とほぼ同一地点である。本アセス図書によると T3 への衝突確率は環境省モデルで 0.0092 頭／年、球体モデルで 0.0178 頭／年、T6 への衝突確率は環境省モデルで 0.0029 頭／年、球体モデルで 0.0193 頭／年と衝突確率は際立って高くないことが示されている。それに対して、（仮称）肥薩ウインドファーム事業では風力発電機毎の衝突確率は示されていないものの、No. 16 と No. 14 周辺に生息しているクマタカペアの最大衝突確率は 0.491 頭／年と極めて高いことが示されている。 また、（仮称）肥薩ウインドファーム事業の環境影響評価準備書では鹿児島県と熊本県境の尾根付近のサシバの衝突確率は 0.05 個体／年以上と高い確率であることが示されている。本アセス図書のサシバの衝突確率の分布図は非公開であるが、風力発電機 T13, 14 は鹿児島県と熊本県境の尾根付近に設置予	（仮称）肥薩ウインドファーム事業と本事業の対象事業実施区域及び風力発電機設置予定位置は、全く同じではないため、衝突確率の値に違いが出ているものと考えております。なお、衝突確率を含む鳥類に関する調査・予測・評価結果等については、有識者へのヒアリングを実施しております。 また、鳥類への影響（バードストライク）については、予測結果に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。なお、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、有識者の助言や指導を得た上で、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。

表 2-1(11) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
31	定であるにもかかわらず、表 10.1.6-73 (32-2) では、サシバの衝突確率は事業実施区域全域が 0.01 個体/年未満であることが明記されており、(仮称) 肥薩ウインドファーム事業と比べて著しく低く推定されている。 本アセス図書において、多くの図表が、「重要な種の生息地保護の観点から公開版では確認位置を非公開」とされている。そのため、データの詳細は不明ではあるが、全く同じ場所に風力発電機の設置が計画されている(仮称) 肥薩ウインドファーム事業の環境影響評価と比べて、明らかに全体として鳥類への環境影響が低く見積もられている。一般に、鳥類の衝突確率は、飛翔を正確に把握していない場合、低く算出される。本事業の計画地は森林が広範囲を占め、見通しが極めて悪いため、環境調査において鳥類の飛翔を見落とすリスクが高いことから、鳥類の衝突確率は低く算出されうる。現地調査を再度実施した上で、鳥類への影響を正確に評価すべきである。 2. 本事業の北側稜線はサシバの渡りの主要なルートであり事業を実施すべきではない 本アセス図書の表 10.1.6-34 の渡り鳥の調査結果によると、対象事業実施区域付近の上空を 2022 年 10 月 6 日～9 日の 4 日間に通過したサシバは 1,256 頭であり、秋季のサシバの主要な渡りルートであることが示されている。確認された秋季のサシバの渡りのうち、約 38.9% がブレード回転域よりも低空を通過しており、風力発電機を設置した場合、相当数のサシバが毎年バードストライクのリスクに晒されることになる。サシバは、温帯～冷温帯地方で繁殖のために大規模な渡りを行う猛禽類であり、各地で生態系の指標種として重要な猛禽類である。そのため、サシバがバードストライクに遭遇することは、風力発電機設置場所周辺だけでなく、海外も含めた広域にわたって生態系に大きな影響をもたらすことになる。このような広域の生態系へ影響を及ぼすような場所での事業実施は、国際的にも深刻な問題となることから、特に影響が大きい計画地北側の稜線付近での事業は実施すべきではない。	現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると理解しております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。

表 2-1(12) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
31	3. ヤイロチョウやミゾゴイの生息への影響が懸念される 本アセス図書によると、対象事業実施区域内で種の保存法の国内希少野生動植物種および環境省レッドリスト絶滅危惧 IB 類に指定されているヤイロチョウとレッドリスト絶滅危惧 II 類に指定されているミゾゴイが確認されている。工事による騒音や濁水の流入、移動経路の阻害・遮断による影響の低減の対策を行うことが示されているが、生息域の土地の改変を実施する限り、両希少鳥類の生息への影響は不可避である。これら希少鳥類の生息が確認された場所は、事業実施区域から外すべきである。 4. 希少なラン科植物の生息地を回避して計画すべき 対象事業実施区域内の改変区域内では、環境省のレッドリスト絶滅危惧 IB 類に指定されているキエビネや準絶滅危惧種のエビネとムギランが確認されている。また、改変区域 50m 以内では、環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているボウランと鹿児島レッドデータブックで絶滅危惧 I 類に指定されているクモランが確認されている（表 10.1.7）。 これらラン科植物は、共生菌が成長に不可欠な植物であり、移植後の活着率が低いため、移植は困難であり、生育地を回避して計画を再考すべきである。 5. 本環境影響評価図書を常時公開することが求められる 本アセス図書のインターネット公開版は縦覧期間初期に第 10 章の環境影響評価の結果の各項目のリンクに複数の誤りがあった上に、当初設定されていた閲覧期間最終日まで第 10.5「環境影響評価の結果__環境影響の総合的な評価」は閲覧ができなかった。 本アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められた期間ではあるが、縦覧期間が 1 ヶ月程度と短く、また縦覧場所も限られていた。インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができないため、縦覧期間終了後は、本アセス図書の内容が実際の計画地の状況と齟齬がないかを確認することが難しい。 地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。全事業の環境影響評価図書を常時公開している事業者もあり、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図	ヤイロチョウやミゾゴイ等の鳥類への影響（バードストライク）について、工事の実施にあたっては、各種環境保全措置を講じることにより、影響を低減させる計画としております。 希少なラン科等重要な植物に対する影響について、今後、事業計画の詳細検討を進めていく中で、「土地改変及び樹木伐採の最小化を図る。」、「重要な種の生息位置を改変区域から外すよう検討する。」、「可能な限り改変面積を小さくする。」等の対応を行ってまいります。また、やむを得ず、希少なラン科植物等重要な植物の生育環境を改変する場合は、有識者からの指導も得ながら、工事開始前に移植も検討し、その後の生育状況を確認する等適切に対応します。 環境影響評価図書の常時公開について、今後も事業計画の見直しが生じる可能性がある中で、過去の事業計画案を継続して公開することで、混乱を招いてしまう可能性があることから、常時公開は行わない方針としております。

表 2-1(13) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
31	書館などで、常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすることが求められる。 ----- 以上	【前ページに記載】
32	100M 以上の鉄塔を25 基作る。工事とは言え、山の自然を破壊することには相違ない。工事の為に道路を作る。木を切る。地中深く基礎を作る。地中の構造の見えない中、大変な自然破壊となる。山をこわす。どのような自然災害を起こすかわからない。災害ゼロはあり得ない。工事はやめてほしい。又、電磁波が発生するなら地磁気に影響を及ぼし出水の“つる”の進路に影響が出るかもしれない。	本事業により設置される風力発電機の基数は最大で14 基です。また、本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与できるものと考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
33	・学校等が地域の特性を生かし、特別授業を展開している。 ・出水地区の人達の憩いの場（観光地） ・牧場の経営等 全て自然なる汚染されていない安全な安心の場としてあるので継続させて欲しい。	
34	出水ウインドファーム事業。 今は、イタリアなどで羽つきでなく棒状を立て振動で電気を起こす。など進んでいる。ウインド型 あまり進めず（人口も減ってるし）よく検討する必要がある。	ご意見いただいた風力発電機があることは承知しておりますが、現時点では、実績のある風車型の発電機を計画しております。
35	・巨大な風車を運ぶための道路、そして森林伐採から始まる 破壊。これ以上の自然破壊は 誰が 望むのでしょうか。人間だけの自然でもありません。又、水源も失うことになるのではないかと不安です。建設、稼働後も低周波による健康被害は きています。一度壊すと復元はできません。 良き判断をお願いします。	本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的に実施するものです。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
36	豪雨災害、水害、動物も心配です 目先の事ばかり考えるのではなく10年20年先の状態も考えてもらいたいです 計画には反対です。	
37	◎54P. 運搬用道路についてダンプ、ミキサー車等は重量が大きいので、かなり厚い舗装道路となるが、その規格はどうするのか。 ◎57P. 搬送用車両の運行について交通安全、地域住民の生活安全のために充分説明をすること、学校も 2 校あることから行政への対応も必要である。 以上検討して下さい。	搬出入道路は、風力発電機のブレードの長さ約65m、タワーの直径約5m・長さ約30mの大型資材等を輸送するためがあるため、これらを運ぶために必要な幅員の道路を整備します。なお、林道として認められる約4m 幅員、側溝等2mの計6m幅を計画しております。 また、事前の工事説明会などにおいて、工事関係車両の通行時期や時間帯、ルートなども広く周知し、地域の皆様が安全に通行することができるよう配慮するとともに、

表 2-1(14) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
37		運搬車両走行時にはご迷惑をお掛けしますが、運搬に際しては皆様の安全に細心の注意を払い、行ってまいります。
38	大規模土砂災害につながる恐れがあるため本計画の撤回を求めます。 なお、一般の意見に対する事業者の意見に「水害や土石流発生の危険性など災害・安全に関する内容については、環境影響評価項目とはなりません」(準備書の表 12.1-4(8))とありますが、一旦それらの災害が起きれば甚大な環境破壊につながることから、あえて土砂災害の恐れに関して意見します。 ■土砂流出・崩壊防備エリアの天然林 風車が設置される予定の稜線は、国有林内もしくは国有林との境界にあります。林野庁の施業実施計画図 1)によれば、この稜線の森林は山地災害防止タイプの土砂流出・崩壊防備エリアに指定され、土砂流出や崩壊を防ぐことを第一の目的として施業されています。このエリアの森林を伐採しないでください。 要約書の図 3.2-28 にあるように、この稜線直下の斜面は広く崩壊土砂流出危険地区に指定されています。これは稜線直下の 0 次谷を起点とする大規模な土石流が麓の集落を襲う可能性があることを示しています。この稜線の樹木を伐採したり、土地を改変することは極めて危険です。 1) 北薩森林計画区第 6 次国有林野施業実施計画図 9 葉の内 4 ■谷埋め盛土 本事業により発生する残土は全て対象事業実施区域内で盛土に使用されます。要約書の表 2.2-8 から抜粋します。 工事施工ヤード(風力発電機設置ヤード)約 223,000m³ 工事用道路(管理用道路)約 289,000m³ 合計 約 512,000m³ さて、要約書図 2.2-6(13)にある盛土は工事施工ヤード、工事用道路のいずれにも当てはまりません。この盛土は明らかに土捨て場だと思います。土捨て場としての盛土量を分けて記載してください。	風車が設置される予定の稜線は、ご意見のとおり、国有林内もしくは国有林との境界にあります。 本事業で計画している切土や盛土は、管理用道路や風力発電機ヤード等の整備のために行うものですが、今後、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関と協議し、土砂災害が発生しないように進めてまいります。 工事関係車両の走行ルート上にある盛土箇所については、場内で発生する残土を可能な限り外部に出さないようにする配慮から計画したものです。 整備にあたっては、土留め等の適切な土砂流出防止策を講じるほか、下流側に必要十分な容量を有した調整池を設けることにより、土砂崩れや土石流の発生を防止する計画としております。ただし、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう、現地地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう配慮することにより、切土・盛土面積が最小限となるよう計画を検討してまいります。 また、整備にあたっては、今後、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関と協議

表 2-1(15) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
38	この盛土の高さは約 30mです。令和3年の熱海市伊豆山の土石流の源頭部にあった盛土の高さは 15mと推定されています。この盛土の巨大さがわかります。 この盛土は坂元川支流の沢を埋め立てて作られます。沢地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に沢の湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震や豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思います。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。 さらにこれらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。大規模な盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。植栽により自然状態を回復するという説明を聞くことができますが、全くのナンセンスです。これだけ大規模な谷埋め盛土の安定を植栽により保つことはできません。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー(谷状の溝)を形成して少しずつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。供用期間終了後には、土捨場の盛土を撤去し、現状を回復する必要があります。大規模規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです2) また下流の坂元集落は土砂災害警戒区域に指定され、この沢は土石流危険溪流に指定されています。つまり、この沢は土石流の危険がある沢であり、発生土砂は坂元集落を襲う可能性が高いということです。 このような危険な盛土を造ることはやめてください。	を行い、安全な設計と施工を行う方針です。 なお、地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合については、盛土底部に暗渠排水管を設置、排水管の外周に碎石等で保護し、排水層を設けます。これは盛土内層状に設置、機能することが求められます。目詰まり等発生の場合、地下水除去のため盛土前面に排水層設置等により対応できると考えております。

表 2-1(16) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
38	2)倒木・えぐれた斜面… 海堀正博広島大 防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) (https://youtu.be/KCkY9j-wktl?si=fS-rmDainmRpabnz) ■最後に 対象事業実施区域周辺では、近年土砂災害が 頻発しています 3), 4), 5), 6)。土砂災害の素 因を作らないことが環境保全の大前提であ ると考えます。 3)2020 年 7 月豪雨 4)2006 年 7 月鹿児島県北部豪雨災害 https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/oyo/advanced/disaster/hokubu2006.html 5)2003 年 7 月水俣市土石流災害 https://www.aist.go.jp/aist_i/new_research/2003/nr20031009/nr20031009.html 6)1997 年に発生した鹿児島県における地盤 災害 https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/ovo/1997.html 以上	事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
39	水環境について 「方法書に対する環境保全の見地からの鹿児島県知事意見」において 対象実施区域の可能な限り抑制する計画とするとともに、建設残土については発生量、処分方法および処分場所を、廃棄物については種類ごとの発生量及び処分方法を具体的に記載することとあります。そのことについては記載があったと思います。が素人にはよく理解はできません。 「特に、建設残土の処分方法及び処分場所については、対象事業区域の表層地質の風化が内部まで進んでいる可能性を否定できない安山岩からなることに留意するとともに、対象事業区域の周辺には紫尾山麓に沿って出水断層帯(活断層)の存在が確認されており、大雨時や地震において、土砂発生のおそれがあることから、尾根にある谷部分を埋める方法は極力避け、対象事業実施区域内の盛土工を可能な限り少なくすること」とあります。 ところが、活断層は避け少し横にずらしただけではありませんか。元旦に起こった「能登地震」でもわかるように地震は予測	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積が最小限となる計画としております。また、法令等に係る基準や指針に従った適切な設計・施工のほか、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを回避・低減するための対策を講じる計画としております。 なお、工事関係車両の走行ルート上にある盛土箇所については、場内で発生する残土を可能な限り外部に出さないようにする配慮から計画したものです。整備にあたっては、土留め等の適切な土砂流出防止策を講じるほか、下流側に必要十分な容量を有した調整池を設けることにより、土砂崩れや土石流の発生を防止する計画としております。ただし、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう、計画を検討してまいります。 また、整備にあたっては、今後、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関と協議を行い、安全な設計と施工を行う方針で

表 2-1(17) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	できないとされています。 要約書14ページ～44ページの図を見ると、切土した土を、盛り土する計画ばかりです。とくに、24ページ25ページ26ページは盛土が広範囲です。特に26ページの既存林道を盛土する箇所は谷で水が流れています。倒木や大きな岩も動いている様子が見て取れます。新設する予定の道路の下は急峻な山であり多くの木を伐採し、盛土をするということはあまりに広くしかも切土の量と、一致するという事は、「土捨て場」なのかと思わざるを得ません。これで環境保全についての配慮がなされているとはとても思えません。 「沈砂池」「調整池」の記述がありますが、今の降雨状態をみるとこれで大雨に対処できるとは到底思えません。4年前のこの地区の線状降水帯の発生時の時間降雨量のことは全く記載されておりません。また2006年にはこの出水市は豪雨災害が発生し洪水が起こりました。多くの市民がその被害にあっています。郷田山にある多くの川はすべて米ノ津川に流れ込みます。あっという間に水位は上がり、土砂があちこちで流れ込みました。 あの豪雨が降ればこの土砂災害特別警戒地域にすぐに影響が出ると思います。特に北薩は豪雨地帯です。 風車建設予定地はほとんどが土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区です。またそのすぐ下は砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定もされているところがほとんどです。 この盛土予定地のすぐ下には坂元集落の住居があります。また大川内の集落すべてに給水している水源地もあります。水は命の源です。 出水市長の「(仮称)出水水俣ウインドファーム環境影響評価方法書」に対する環境保全の見地からの意見書」では、「大雨等が予想される場合は、開発区域から土砂が流出しないよう対策を講じること」「軸谷川・大川内水源に影響を与えないことが判断できる資料を作成すること。」とあります。これが作成されているとは到底理解できません。 また建設予定地は「水源涵養保安林」です。この地名の「出水」は豊かな水に守られています。 この豊かな水はすべての生き物の源です。先の能登半島地震でもいまだに水が復旧していない地域があると聞きます。「のど	す。 なお、地震の発生を正確に予測することは困難ではありますが、どの断層がずれたときにどのような影響が生じる可能性があるかについては、一定程度予測することが可能なため、地震による影響が最も大きい条件での検討及び地質調査などに基づく地震発生時の風車への影響を定量的に評価し、設計を行います。引き続き、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。 なお、地域の皆様に対して、本事業の意義や必要性については、説明会や自治会の総会参加、個別訪問などをおしてお伝えしようとして努めているところでございます。引き続き、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。また、環境影響評価書の公表前の住民説明会の実施は、環境影響評価法においては求められていないものの、地域の皆様からのご要望に応じ、何らかの形で住民の方々にお伝えする場の設定を検討してまいります。

表 2-1(18) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	元過ぎればなんとやら」自分のことに置き換えて考えてみてください。 限界集落といっても住民はここで暮らしています。この豊かな山々を汚すような建設計画を出水市民全体への住民説明会を開催するようにお願いします。 景観について 「(仮称)出水水俣ウインドファーム環境影響評価方法書」に対する環境保全の見地からの出水市長の意見書で「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、主要な眺望点等の選定を行う場合は、市と協議すること。また市内全域を景観計区域としているため、高さが15メートルを超える鉄柱等の建設を行う場合は、出水市景観条例に基づく届け出を行うこと。」とあります。しかし説明会で質問したところ、市との協議はなされていないとのことです。市との協議をしてください。その結果を市民へ広く公開してください。 「出水麓武家屋敷の歴史的景観及び東雲の里アジサイ園、上場高原秋桜園等を観光資源として活用していることから、設置場所については、景観に影響を及ぼさないように配慮すること」とあります。 また「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン【Q&A】」で「人間の視力で対象をはっきりと判別できる見込角の大きさ(熟視角)は、一般的に1～2度が用いられている。垂直視角(見込角)が1～2度をこすと景観的に気になりだす可能性がある」とあります。県と協議してください。その結果を広く市民へ公開してください。 準備書ではこの地点の眺望のイメージ写真はありました。 しかし、説明会での回答は東雲の里からは1号基から8号基まで、厳島神社からは1号基から5号基まで、上場高原の「かごしま茶臼場の里からは14基すべて、武家屋敷群からは3基から10基まで、高川ダムからは1基から4基、坂元自治公民館からは5号基から14基まで芭蕉からは11号基から14号基まで田原バス停からは1号基から2号基まで眺望できると説明がありました。また説明会資料と準備書ではツルの渡来地からは14基すべて眺望できるとのことです。出水市民に広く使われている中央公民館、マルマエ音楽ホールの駐車場からの眺望は素晴らしい。ここからの眺望の説	風車の配置については、出水市景観条例及び県の景観形成ガイドラインに基づく計画とします。今後、詳細な計画が固まった時点で鹿児島県及び出水市の行政等関係機関と協議のうえ、調整してまいります。 また、景観調査地点は、既存資料の調査結果を基に、地域の景観を代表する地点を選定するとともに、方法書での住民の皆様の意見や知事意見を踏まえ設定しました。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(19) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	明はありません。おそらく 14 号基すべて眺望できると思います。それぞれ垂直見込角は 1～3 度ほどです。景観として気になりだす角度だと思います。こちらも市、県と協議してください。その結果を広く市民へ公開してください。 今まさに新芽時を迎え山がとてもきれいです。雁股山から郷田山系に続く矢筈岳がきれいに眺望できます。 この自然を大切にしたいこの景観を守っていくことが未来の出水には必要だと思います。 この出水市民にとっての景観がぶち壊されそうです。 出水市はラムサール条約に登録された生物多様性の街です。この生物多様性で、世界一ツルが渡来します。 この湿原の源は出水の山々の水で守られています。また日本遺産に登録された武家屋敷群です。 出水はこの景観を守っていくことが大切です。どうか計画見直しをお願いします。大きな建造物を作るために山々を壊さないでください。 騒音について 方法書において「本事業の実施により、事業実施想定区域及びその周辺において、工事中及び共用時における騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される」とあります。 「騒音等は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なる」ともあります。 「生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと」ともあります。 一番近い住居は 1・2 キロメートルであり、これで環境影響はないと説明されましたが、たとえ一つでも、一人でも住民が住んでいるということを、あまりに、軽く、考えているとしか思えません。もし建設、されるというなら住居からせめて 5 キロメートル離してください。 説明会資料にとると道路騒音・振動は 4 地点。環境騒音・低周波音は 9 地点での計測になっています。御社の風車は方法書時と変更され、高さ 180 メートルになっています。 この大きさの風車の騒音・振動を想定されているのか、疑問です。ここで生活している住民にとっては死活問題です。また説明会でも質問が出されたようにデジベルとへ	本事業の実施による騒音に対する影響として、工事中の建設機械の稼働や運搬車両の走行、風力発電施設からの騒音が考えられましたが、予測・評価の結果、影響は小さいと考えております。 また、小中学校の先生や教育委員会等への説明会の実施については、現時点では実施に至っていませんが、今後詳細な計画が決まった段階で丁寧に説明をしていきたいと考えております。 なお、事前の工事説明会などにおいて、工事関係車両の通行時期や時間帯、ルートなども広く周知し、地域の皆様が安全に通行することができるよう配慮するとともに、運搬車両走行時にはご迷惑をお掛けしますが、運搬に際しては皆様の安全に細心の注意を払い、行ってまいります。

表 2-1(20) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	ルツは違うと思います。もう一度評価をお願いします。 風車が回っている音は直径が大きくなれば比例して大きくなると思います。また風切音のことは何も評価されていません。ここに住む住民にとっての環境影響を軽くかんがえているとしか思えません。見直しをお願いします。 川のせせらぎや木の葉の触れ合う音普通の会話と空気中の機械的な音とは人が騒音と感ずるかどうかなという評価もなされていません。 また準備書によると「工事関係車両台数（搬出入車両台数：往復）として通常時(最大)大型車18台、小型車50台軽68台。コンクリート打設時大型車625台、小型車50台軽675台とあります。 国道447号線には大川内中学校、大川内小学校があります。どちらも特認校です。地元以外の生徒がバスや保護者の車で通学しています。特に大川内中の前からこの台数のトラック、が行き来することになります。また上場小学校も特認校です。バスや保護者の車で通学している生徒がいます。説明会で質問したところ、学校関係、教育委員会、や保護者には、全く知らせていないとのことでした。 学校においてトラック通行時の交通事故、騒音、振動またトラック運行時における粉塵等の評価がまったく、なされていません。この高齢化の地区の学校に生徒が通学していることの重大さを、全く環境影響評価をしていないことに、怒りさえ覚えます。 再度、環境影響評価をやり直してください。 建設計画を見直し、多くの住民が参加できる住民説明会を開催してください。	【前ページに記載】

表 2-1(21) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	動物、鳥類、水生生物、植物及び生態系について 「(仮称)出水水俣ウインドファーム環境影響評価方法書」に対する環境の保全の見地からの出水市長意見」において「本市は、国指定特別記念物であるツルの渡来地であり、事業実施想定地区内にはつるが日中利用する場所がある。また本市から近隣市町へ飛来するツルもあり、飛行ルートや利用状況への影響が考えられることから、事業実施想定区域内を通過するツルの飛行ルート及び利用状況の十分な調査、予測及び評価を行い、ツルへの影響を回避または軽減すること。」 「絶滅危惧種であるクマタカ生息地があるため、営巣状況や行動範囲、飛行ルート等を関係機関及び専門家等からの助言を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、世帯系への影響を回避または軽減すること。」 「矢筈山系に係る風力発電事業の計画があることから、そうごに風力発電設備等が及ぼす稀少な動植物の生態系への影響について十分に調査、および評価を行い、生態系への影響を回避または軽減すること。」とあります。 説明会での質問に対して「ツルは上空を飛ぶので問題ない」との説明でした。本当にそうでしょうか。あちこちでバードストライクが問題になっています。毎年1万羽を超えるツルが渡来し、生物多様性の街としてラムサール条約にも登録されました。一羽でもバードストライクが発生すればそれは大問題です。国指定特別天然記念物に指定されているツルです。日中はあちこちに飛びます。夕方ねぐらに帰ってくるツルを眺めると感動します。市街地でツルを観ることができることを、他の地から訪れた方は感動されます。そんな生物多様性を守っている山々にこの大きな建造物を作ることによって生物多様性が失われることを危惧します。 2024年4月28日(日)午後3時頃郷田山から飛び立った2羽のクマタカを水俣の野鳥の会の方と観察しました。 そのあと上場上空へ飛んできました。住んでいる上場高原の上空を、クマタカが飛んでいる姿を確認したのは初めてでした。空高く飛んでいる鳥をはっきり確認していましたが、それがあのクマタカだったと知り感動しました。コシジロヤマドリ、ヤイロチョウも見た方の話も聞いています。	春季及び秋季に各10日程度、渡り鳥調査を実施した結果、米ノ津川沿いを飛翔するツルは確認されたものの、対象事業実施区域はツルの渡りのルートではないことが確認されました。このため、本事業の実施によるバードストライクが発生する可能性は低いと考えております。 また、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると考えております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。 環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもと適切に実施してまいります。なお、鳥類への影響(バードストライク)については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。 なお、地域の皆様に対して、本事業の意義や必要性については、説明会や自治会の総会参加、個別訪問などをとってお伝えしようとしているところでございます。引き続き、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

表 2-1(22) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	野鳥の会の方のお話を伺うと「クマタカのバードストライク係数は1年に0・5」とのことでした。 つまり2年で1羽バードストライクするということです。10年で5羽、20年で10羽、バードストライクが起こることだそうです。つまり風車建設により、絶滅危惧種のクマタカは絶滅するということです。人間の勝手に大きな建造物を作り生物多様性の鳥類や生物や植物を失う恐れがあるということです。人間も絶滅危惧種になるのではないのでしょうか。 住民へ広く広報して説明会をしてください。 この建設計画を受け入れることはできません。 約束を守ってください。 準備書に対する環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解を公表してください。 大川内の事業者の説明会で質問された方へ「個人的に回答する」と回答されました。しかし個人的に回答しないでください。 <u>どんな意見が出たのか公表し、その見解を公表してください。</u> <u>その後に、きちんと説明会をしてください。</u> 4月4日の説明会で評価書を出す前に、公開すると約束されたことを実施してください。 <u>盛り土の量をできる限り減らしきちんと開示すると、約束したことを守ってください。</u> 棚田について 三者の住民説明会の開催を要求します。 この事業計画地には国道447号線から少し入った「正眼」という地にきれいな「棚田」があります。地元の方々が苦労してその「棚田」を守っておられます。御社は良くご存知だと思います。あそこの川岸は大雨で何回も壊れています。そのたびに保全しています。私たち人間は自然と共生してきました。自然を守りながら生活してきました。しかしその時の行政により、林業は打ち捨てられ農業も打ち捨てられてきています。 しかしだからといって大事業を計画している大きな企業にその山の保全や林道の保全をまかせることは、なにがしかのリスクを	本事業の予測結果では、行動圏に風車を含むクマタカペアの年間衝突個体数は最大で0.1254個体/年であり、20年に10羽バードストライクが起こるというものではありません。 意見書の回答方法は、環境影響評価法上は事業者から国や関係自治体に環境影響評価書として提出し、それをホームページ等で縦覧することにより公表することが基本と考えております。 なお、住民説明会での質問は意見書としては扱われず、意見に対する事業者の見解は環境影響評価書へ記載されません。 また、環境影響評価書の公表前の住民説明会の実施は、環境影響評価法においては求められていないものの、地域の皆様からのご要望に応じ、何らかの形で住民の方々にお伝えする場の設定を検討してまいります。 将来的に諸外国の経済発展に伴う化石燃料の高騰や電力不足が想定される中で、自国の再生可能エネルギーは重要性を増してくると思っております。 また、火力発電所及び原子力発電所の廃止により電力不足になった場合、直ちに発電所を整備することは難しく、再生可能エネルギー（風力発電所）の導入推進は必要と考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最

表 2-1(23) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	負うことになると思います。 説明会で600億の大事業と言われました。私はまさにこの事業はこの田舎の高齢化が進み、山や土地を継ぐ者もない過疎地にとっては救いの手だと感じる方があるのかも知れないと思いました。 しかし、大きな企業例えば「原発」がよい例だと思います。都会には1基もありません。 「風車は原発より良い」と比較することはできません。 国のエネルギー政策は「再生可能エネルギー」とさかんに言っていますが、決して「風車」だけを推進しているわけではありません。 エネルギー政策に乘りのつとり御社が巨大プロジェクトをこの過疎地へもって来ること自体を危惧します。 きれいな「棚田」「田」「林業」その他第一次産業でくらしているこの出水の地でできることを努力している住民をまどわさないでほしいです。 あの棚田をまもるのは地域住民であり、地元の住民の努力です。 このこと自体生活環境に影響を及ぼします。地元の住民が全く知らないところで計画をすすめないでほしい。 行政と事業者と住民の三者の説明会の要求をします。 事業者だけの説明会では「十分に説明責任を果たした」と言っているだけです。 評価書を出す前の準備書の説明会の開催も要求します。 再度要求します。 行政と事業者と住民の三者の説明会の開催を要求します。	小限になるよう努めてまいります。 なお、行政等関係機関や地域の皆様との協議や説明会については、環境影響評価法をはじめとした各種法令に基づき実施してまいりましたが、必要に応じて三者説明会の開催について検討してまいります。
40	自然を、これいじょう こわさないでほしいです。 自分の家の近くにもし、立つとしたら、ぞっとします。 災害が増えることが目に見えてます。 反対します。	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(24) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
40		なお、本事業を進めるにあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めてまいります。
41	低周波が畜産、農業、酪農又は人体にどれだけの害が出るのかデータがはっきりわからないので怖いし不安です。	本事業計画においては、発電機と最寄り民家との距離を一定程度確保していることから、低周波音の影響については、評価基準を下回るものと評価しております。
42	大きな風車の低周波の影響が心配です。	仮に心身の異常が出てきた場合は、我々にご連絡頂き、本事業に起因するものか否か等の状況確認をさせて頂いたうえで、本事業の風車に起因していることが明らかになった場合には、必要な対応を取らせていただきます。
43	低周波音や超低周波音による人体への影響として、心血管系（血圧、心拍数など）の変化や、集中力の欠如、めまい、倦怠感、睡眠障害、鼓膜の圧迫感、振動感などが報告されています。と、書かれています。 波長が長いので、数キロメートルは離れた場所でも確認されている。と報告されているのに、住民の方や、環境の事も考えて反対です	
44	方法書に対しての出水市長意見として 水環境で軸屋水源・大川内水源の心配を書いております。上大川内から上場にかけては農業(水田)・畜産・酪農・茶業が盛んであり、出水市の市水の他に未だに 水源涵養保安林の豊かな水を汲み上げて使っている人が多いのです この風車で水の心配をさせないで欲しいと言っています。 出水の二つのニワトリ業者と一つのブタ業者もこの水が使えなくなると 経営にかかわると言っています	本事業では山林部分の改変区域を最小にするとともに、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化を行うことにより水資源への影響が小さくなるよう努めてまいります。 また、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、工事開始前に、既存の水源地等の水質・流量等の調査を実施するとともに、工事中も継続してモニタリングを行い、水源地等の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切に対策を実施します。
	出水市はラムサール条約に登録されている生物多様性の町です。この自然豊かな地の山々に高圧線の鉄塔以外に人工物を作るというのは景観台無しです。ましてや私達の雁俣山にとっては景観的に変わってしまうところか。上大川内住民にとって 生活環境最悪です。(水環境、希少動物環境、景観に於て)	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1 (25) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
44	4/23 の説明会で解った事です、幾度も切土、盛土の量の問題で質問してありますが、今回郷田山の西側斜面の“急峻さ”をテーマにして盛土の安全性について質問があったが、従来の工法を説明するにとどまり“急峻性について”、もう一度聞き直すも同じ解答を不必要な時間を長々と使い肝心な事への解答をしません、不安です!!	事業計画の策定にあたって、基本的に 25 度以上の斜面におけるヤード計画は保安林の解除要件にも反することから採用しておらず、行政等関係機関との協議の中で、安全等に配慮した計画を検討してまいります。 なお、土質調査により盛土の安定を確認し、安全な勾配での造成を計画してまいります。
	今回準備書が出て、工期に入ってからトラックの行き来が具体化されました。先日の説明会の中で、国道 447 号線沿いの住民には迷惑をかけますが…の説明はあったが、上大川内には 3 校の学校が（大川内小・大川内中・上場小）ありますが、子供たちへの配慮が一言も書かれておりません。ましては大川内中では直前の交差点までダンプやコンクリートミキサー車が 1 日 700 台近くも通ることになり 騒音や粉塵や交通（通学上の）安全について触れてはならず、ましては時期によっては持久走大会や部活のランニングではトラックが入り込む道路を使っている活動をしております。各学校への説明に行き 安全性についての了解がしてあるのか疑問です。早急に行動してほしいと思います。まして小学生達は通学バスの乗り降りが頻繁にあるバス停でもあります。大いに心配します!!	本事業では、工事関係車両の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの遵守、歩行者・自転車の通行に十分配慮することとしており、交通安全教育を実施することとしており、交通事故の発生を防止し、交通の安全を確保してまいります。 また、小中学校の先生や教育委員会等への説明会の実施については、現時点では実施に至っていませんが、今後詳細な計画が決まった段階で丁寧に説明をしていきたいと考えています。 なお、事前の工事説明会などにおいて、工事関係車両の通行時期や時間帯、ルートなども広く周知し、地域の皆様が安全に通行することができるよう配慮するとともに、運搬車両走行時にはご迷惑をお掛けしますが、運搬に際しては皆様の安全に細心の注意を払い、行ってまいります。
45	山を削る為の土砂災害の発生が心配 地震の時の山くずれ どこで起こるか解らない（地震が多い） 自然をこわす事によって野鳥の住みかがうしなわれる	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートの選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積を最小限となる計画とします。また、法令等に係る基準や指針に従った適切な設計・施工のほか、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを回避・低減するための対策を講じる計画としております。
46	酸素がすくなくなっていると言われている 現在 森林伐採により 木々がすくなくなるとどうなるのか？ 又 盛土にしても 熱海の事故を思うとこわい。 自然豊かな出水残してほしい	本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
47	・この風車を作る為に木を切り山を削る、土砂災害があるのは当然。 あちこちでおきてるような地震の発生、土砂災害 大丈夫とは言えないのではないかと。 山をけずり盛土をする…こわい、この風車は作らないでと強く思います。未来が見えない	
48	・風車を作る為へ山の平坦。山を削って盛土をする事で土砂災害の危険も出てくるのではないのでしょうか。	

表 2-1(26) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
48	・大きな風車からの低周波。人体、動物、植物にも影響が出ると思うので作らないでほしい。 これ以上自然をこわして欲しくありません。	【前ページに記載】
49	土砂崩れや水害がとても心配です そして健康被害も大丈夫なのでしょうか。	
50	山を壊して風車を設置することは、土砂崩れ、水害などの心配があります。 健康被害のおそれも 気になります	
51	私は、坂元集落に住んでいるため、今回の風力にはとても関心があります。日本一高いと聞き、雷がこわいです。説明会では大丈夫だと言われましたが実際は、建ってみたいとわかりません。自然が壊れるのは、心が痛みます。	
52	山を切り開いていく事で、自然や環境が悪くなり動物や人間（近くに住む住民の方）に悪い影響があると思います。山をただ切り開くだけではなく、コンクリートや、工事に使ういろんな環境に悪い成分の入ったもので、ますます、環境破壊になると思います。超低周波音による影響も危ないと思います。 最近地震などの災害なども多い中、災害の増える環境をつくるのは、反対です。	
53	最近、異常気象もある中、土砂災害・地震災害などが心配です。 環境破壊が進むと災害が増える。 人々や、資産、経済、および生態的なリスク、をもたらすのではないのでしょうか。 反対です	
54	風車を作る為に山を削る事で水が濁ったり 渇水の心配も出てくるので作らないでほしい。	本事業では、山林部分の改変区域を最小にするとともに、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化を行うことにより水資源への影響が小さくなるよう努めてまいります。 また、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、工事開始前に、既存の水源地等の水質・流量等の調査を実施するとともに、工事中も継続してモニタリングを行い、水源地等の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切に対策を実施します。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(27) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
55	自然豊かな出水市. 大川地地区をこわさないで下さい。	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積を最小限となる計画とします。また、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、緑の回復にも努めてまいります。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
56	ここ出水の自然豊かなこの地にこのような人工物を作ると生物多様性がこわされ. それを作るためにどれだけの木々を伐採するのか. わかっているのか. それで地球上の二酸化炭素削減できるわけがない. そして出水市街地から見える. 又. ツルをはじめ野鳥の宝庫である地に風車が建つとバードストライクの心配もあり北海道の二のまいをすると思える. 是非やめて下さい. この星 地球をいためつけいるのは人間です 便利だけを求めて もう少し地球全体を見て考えてください. 今この星. 地球は大変な事になっているのは皆んな知っているの計画でしょう 絶対やめて下さい.	
57	自然破壊の為	
58	自然破壊の為	
59	環境破壊の為自然を守りたい	
60	自然破壊の為	
61	環境破壊の為. 自然を守りたい	
62	自然破壊に通じる	
63	まず. 自然破壊が心配です. 山にいる鹿やいのししなどが今も多いのにまだ里に降りてくるのかと思うと. 雨が降った時の土砂くずれなども何もかもが 心配なので出来ることは反対します	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土及び盛土、樹木の伐採面積が最小限となる計画とします。また、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化など早期緑化に努めます。 また、本事業に伴い尾根部を改変することにより、シカやイノシシが人里に下りてくる懸念については、全国的な事例を調べても風力発電事業に係る実態調査は少なく、明確な因果関係が判明している情報がないのが実情です。一方で、地元の猟友会の方々とお話する中で、今回の事業により林道の路網が整備されることで山の深部にアクセスしやすくなり、猟の効率化が図られ、駆除が進むのでありがたいというご意見もありました。獣害については、地域にとって非常に深刻な問題であると認識しております。引き続き事業者として協力できることを検討していきたいと考えております。

表 2-1 (28) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
64	①上場高原に登る途中の山床さん茶園から見える景色は上場一番の絶景です。そこから見える山に人工物は要りません。特に自然を愛する人達にとっては、巨大な風車は正に無用の長物です。 ②郷田山林道の下には、青椎川、ウトンコチ、トドワキ、タラワラ、正現川、中川、田原と沢山のタイゴがあります。中でもトドワキは市水道の取水地です。出水市はどのように考えているのでしょうか ③サンショウウオがいると聞きました。これを絶滅させるのはもったいない話です。さらに、川エビ、ウナギ、ヤマタロガニ等々たくさんの水生動物がいます。これらへの影響はどうなるのでしょうか ④熱海の二の舞が起きた時、誰が責任を取るのでしょうか ⑤10月の鶴が飛来する時期は上場にも来ています。特に夜に到着する群れは上場を飛びます。バードストライクのリスクは大であると思います。 ⑥ネズミガイワのあたりには貝の化石があると言われています。	景観については、出水市景観条例及び県の景観形成ガイドラインに基づいた計画とします。今後、詳細な計画が決定した後、鹿児島県及び出水市の行政等関係機関と協議のうえ、調整してまいります。 水の問題は、地域の方々にとって重要であると認識しております。適切な対策を検討するとともに、工事開始前に、既存の水源地等の水質・流量等の調査を実施するとともに、工事中も継続してモニタリングを行い、水源地等の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切に対策を実施します。モニタリングの実施等することにより、地域の皆様の生活環境に影響を与えない計画としてまいります。 水生動物への影響については、「降雨時における排水は、沈砂池等を経由し、土砂等を沈降させながら、地面に自然浸透させるとともに、越流水を排水する場合には、排水口付近にフトン籠等の土砂流出防止対策を行うことで、濁水及び土砂流出防止に努める。」等の環境保全措置を講じることで、濁水の流入による影響を低減させる計画であり、影響は小さいと予測・評価しております。 本事業では、整備にあたり、工事の設計と施工に必要な調査に基づき、関係機関と協議を行い、安全な設計と施工を行う方針です。また、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう計画を検討してまいります。 春季及び秋季に各10日程度、渡り鳥調査を実施した結果、米ノ津川沿いを飛翔するツルは確認されたものの、対象事業実施区域はツルの渡りのルートではないことが確認されました。このため、本事業の実施によるバードストライクの可能性は低いと考えております。また、その他の鳥類についてもマニュアル等に則った予測・評価を実施し、影響があると判断した種に関しては、環境保全措置を実施することで、影響を低減していきたいと考えております。 埋蔵文化財に関する調査は、今後、出水市の埋蔵文化財担当課に確認し、事業計画が固まった後、現地踏査を実施することとしております。

表 2-1 (29) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
65	出水市上大川内地区に設置される予定のウインドファームが出力する電力はその多くが市街地に住む人々が活用するものです。できれば受益者負担の観点から山門部ではなく市街地の中に設地してほしい。郊外に設置することで負担をそこに住む人々に押しつけることはできません。例えば鹿児島港本港区北ふ頭でのサッカースタジアム構想が頓挫したのでそちらに巨大フインドファームを1基設置してみてはどうでしょうか。目の届きにくい山間部よりは衆人環視の中であなた方が言う安全・無害を検証してください。 上大川内には子ども、若者、子育て世代から高齢者まで幅広い年齢層の方々が住んでいます。安心安全というのであればあなた方の大切なご家族が住む場所に設置することができますか、そしてあなた方は胸を張って「安心・安全」と言えるのでしょうか。 PS. 私は輝北の天球館近くのキャンプに行ったことがあります。九州最大級の輝北ウインドファームがあります。一晩中、羽が回る音や風切音に悩まされました。電気を無駄に使っている人たちはこのことを知っているとはとても思えません。ウインドファームを設置することで電力需給を進めるよりも身の丈に合った生活をできるようにすることが大切だと思います。	市街地に風力発電施設を建設する場合、大型の風力発電機の設置が困難であること、また、小型の風力発電機を多数設置することは現実的ではなく、事業の採算が合わないなどの理由により、市街地での風力発電施設の建設は難しいと考えております。 風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
66	<u>§ 地域との合意形成が不備な上に且つ、予防原則を無視した御社の当事業に付いて、計画を見直して縮小及び、白紙撤回が出来ないか再考を求めます。</u> ①計画地出水市は、日本一の養鶏の町であり、並びに世界的なツル類の越冬地であることは、既知の事実であります。一昨年、この地で最悪の鳥インフルエンザが蔓延して、数百万羽に上る養鶏の殺処分と世界的希少種であり、国の天然記念物でもあるツル類が、1300羽ほど犠牲になりました。 越冬地に一極集中しているツル類の分散化が、ままならぬ中での今回落鳥した事実は、分散化事業が待ったなしの状況であると考えます。彼らは自らの危機的状況を察知したのか、当計画地の上空を超えて東側に位置する伊佐平野へ一時避難ないしは、分散とも思える行動を起こし数百羽が移動しました。	春季及び秋季に各10日程度、渡り鳥調査を実施した結果、米ノ津川沿いを飛翔するツルは確認されたものの、対象事業実施区域はツルの渡りのルートではないことが確認されました。このため、本事業の実施によるバードストライクの可能性は低いと考えております。 また、環境保全措置を実施することで、影響を低減していきたいと考えております。

表 2-1(30) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
66	②越冬地出水平野を飛び立ち北帰行中のナベヅルが、長島の風車にバードストライクした件について。去る、2023年2月15日（水）午前10頃、北帰行のツルの観察地、行人岳（394m）で当会の会員らが、ここより西側に設置稼働中の長島ウインドヒル（21基）の、1基の風車を横切るナベヅル約20羽の群れを双眼鏡で観察中に最後尾の1羽が、回転しているブレードに接触したと思われそのまま、直角に落下して視界から消えてしまったことを目撃しました。 以上、①②の事実により計画地付近はツル類の移動ルートであることは、明らかであり又、バードストライクに付いては「冰山の一角」の事例であると思はれ数字で表すことのできない、あまたの鳥類が犠牲になっていることを考慮して、予防原則の法則により計画の再考を要請します。 ③計画地一帯は、アセスのとおりクマタカを頂点として、サシバ等希少種な猛禽類の繁殖と生息の地域であります。それらを承知で事業計画を立案されたことに付いては如何なものかと懸念し、あるがままの自然環境への配慮が足りないと感じます。よって予防原則に基づき計画の再考を求めます。 ④風車と計画地住民の宅地との距離が近すぎて、風車が発する不快な風切り音や超低周波音が人体に及ぼす、基本的人権である健康的生活への不安、山肌の改変による土砂災害や、水質汚濁による米の津川におよぼす漁業被害など地域との合意形成が不可欠なのに、それが払拭されていない、問題点が多いと感じます。出水市が抱える地域特性や住民の声を無視していると想える、これら環境正義の欠如が明確であることを踏まえ、最後に計画の見直しにより縮小を、ないしは白紙撤回を、お願いして意見書とします。併せて風車とツルに写真を添付しますので、ご査収ください。 以上	クマタカやサシバ等希少な猛禽類への環境保全措置としては、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等を実施します。また、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施し、事後調査を実施することで保全措置の有効性を確認してまいります。 風力発電機の稼働によって地元の皆様に著しい環境影響が生じないよう、この環境影響評価において事前にできるだけ状況の把握に努めると同時に、適切に運転管理してまいります。 本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与できるものと考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

■意見 No. 66 に係る添付図表

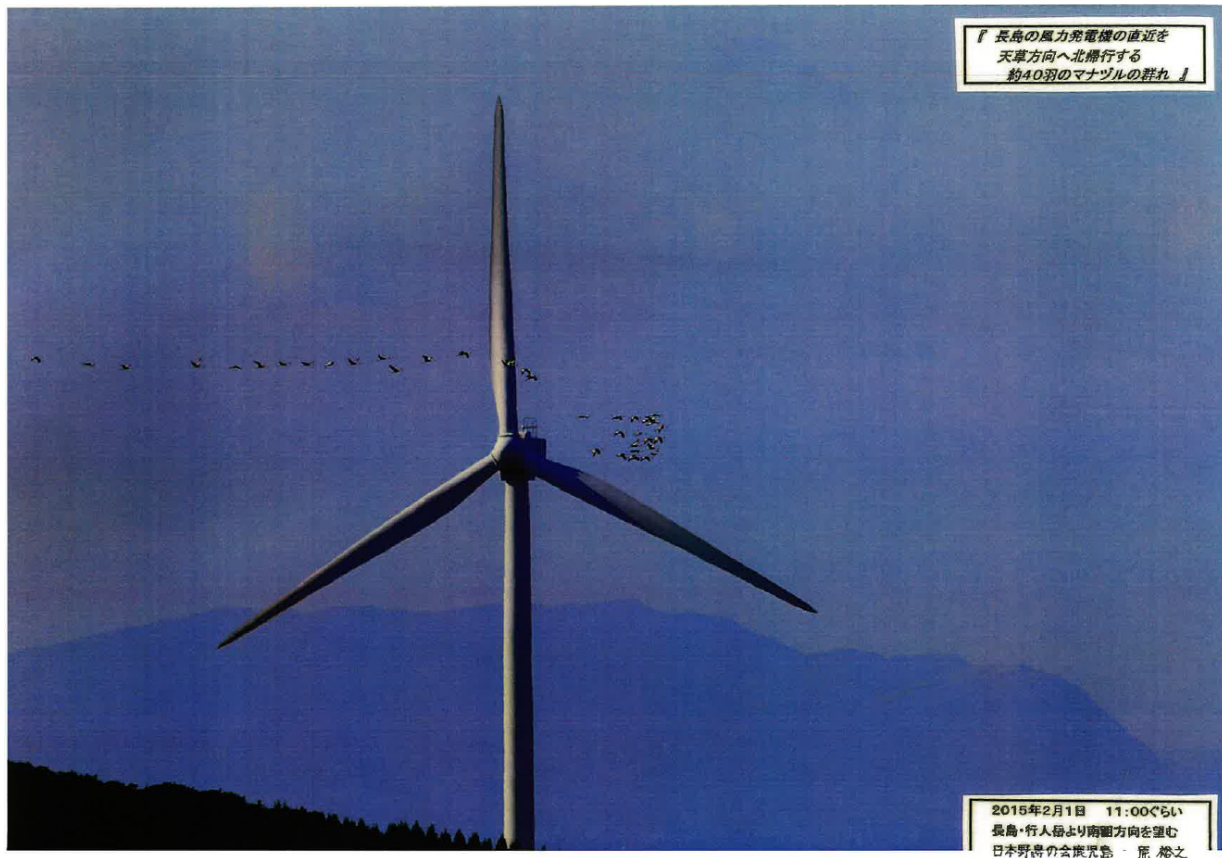


表 2-1(31) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
67	5 年程前、雁又山の分集林の株主に、営林署の説明会があり担当者より「杉材の購入者がなければ株の価値はなくなります。」と説明があり皆声がなかった。現株主の親の代の人たちは、約 60 数年前、分集林を整地、植林をし、造林を毎年 1 ヶ月以上は山に入ったでしょう。集落から現地まで 1 時間山道を駆け上がっての草刈等造林作業を 20 年近く続けています。造林の帰りは、皆薪を背負って下りていました。自分の代でなく、子ども・孫のためにと夢描いて頑張って山に登ったと事でしょう。山火事、松喰い虫等の被害もありました。苦勞した親の代は、殆ど亡くなってしまいました。現株主は、親の苦勞は目の当たりにしていますが、夏の暑い中での造林作業を少ししか経験しておりません。林道が出来ても山の価値は上がりませんでした。山を守るために多くの人たちが苦勞しても価値が出るのか分かりません。苦勞しなく手を加えなかったら山はどうなるか分かりません。親の代の苦勞は何だったのか。自然保護に繋がったのか。自然は、手を加えなかったら守れるのか。加えたら守れないのか分かりません。60 年以上前の両親の姿を見て思います。1 株 4 万円のために苦勞したのです。山が、いろんな意味で価値を生み出せたらと思います。	国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できる事業となるよう努めてまいります。
68	①岸田政権は、原発優先 火力発電延命で、再生可能エネルギーに出力抑制をかけている中で、ここに風力発電を建設する価値があるのか。 ②九州電力は、「風力発電は効率が悪い」といっているが、ここの山頂で年間 (12m～25m) の風の吹く月が何日あると考えているのか。費用対効果を問う。	将来的に諸外国の経済発展に伴う化石燃料の高騰や電力不足が想定される中で、自国の再生可能エネルギーは重要性を増してくるかと考えております。また、火力発電所及び原子力発電所の廃止により電力不足になった場合、直ちに発電所を整備することは難しく、再生可能エネルギー（風力発電所）の導入推進は必要と考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 風力発電は、九州電力(株)が行っている火力発電や原子力発電等と比べ効率は悪いものの、年間の発電効率や費用を踏まえた上で十分に採算が取れ、事業性は成り立つと考えております。

表 2-1(32) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
68	③搬入路の拡幅工事に6ヵ月～1年かかると説明されているが、この間ここを利用している市民の理解について問う。そもそも、出水市の市道林道の拡幅に出水市の許可が、得られると考えているのか	林道整備は、今後、出水市の担当課等行政等関係機関からの許認可及び指導を受け、調整した上で実施してまいります。なお、工事の実施にあたっては、地域住民の皆様の利用に支障がないよう、道路の全線通行止は可能な限り避ける工法等を検討してまいります。
	④出水ウィンドファーム（仮称）が14基、と（仮称）肥薩ウィンドファーム11基が重なるが、その調整はどうなるのか、調整できるのか	他事業者との調整について、（仮称）肥薩ウィンドファーム事業の事業者とは、協議を実施しておりますが、事業者間で調整できていない部分があります。今後も協議を継続してまいります。
	⑤出水市のメリットとして固定資産税が自主財源として、得られるとしているが、その分交付税が減額されることを住民説明会等できちんと伝えるべきではないか、	固定資産税が発生することによって国からの交付金は減るものの、全て減額されるわけではなく、固定資産税の一部は地域に還元できると考えております。なお、国の財政状況から今後起こるであろう交付金の状況変化なども勘案すると地元自主財源があるということは地元にとってもメリットになると考えております。
	⑥整備完了後の管理について、管理会社をつくって責任回避するのではないかという指摘がある。耐用年数後の処理についても同様である。（裏面）	整備完了後の管理、また、事業終了後に不要になった風力発電機や基礎、その他関連施設等についての処理は、事業者の責任で適切に実施する計画です。
	⑦追 準備書に対する意見書の集約と回答に対する説明、報告会開催して頂きたい、これについては是非（必ず）返事を頂きたい、	準備書についての意見と事業者の見解は、環境影響評価法に基づき、今後作成する環境影響評価書に記載し、公表してまいります。 環境影響評価法においては、環境影響評価書の公表前の住民説明会の実施は求められていないものの、地域の皆様からのご要望に応じ、何らかの形で住民の方々にお伝えする場の設定を検討してまいります。
69	・環境破壊に通じる。 ・ツルの飛来地である為、自然を残していただきたい	春季及び秋季に各10日程度、渡り鳥調査を実施した結果、米ノ津川沿いを飛翔するツルは確認されたものの、対象事業実施区域はツルの渡りのルートではないことが確認されました。このため、本事業の実施によるバードストライクの可能性は低いと考えております。また、その他の鳥類についてもマニュアル等に則った予測・評価を実施し、影響があると判断した種に関しては、環境保全措置を実施することで、影響を低減していきたいと考えております。 なお、本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与
70	自然環境を残してもらいたい。 鶴の飛来する所です。	
71	ツルの飛来地であるので自然を残してほしい。	

表 2-1 (33) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
71		できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
72	・山を削ることによる土砂災害が懸念される ・バードストライクへの懸念 ・台風の多い日本で、なぜ風力発電なのか？	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積が最小限となる計画としております。また、法令等に係る基準や指針に従った適切な設計・施工のほか、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを回避・低減するための対策を講じる計画としております。また、風車についても、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めていくことになります。 また、バードストライクについては、現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると考えております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。さらに、鳥類への影響（バードストライク）については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。なお、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。
73	1. 風力発電計画地周辺は水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など保安林に指定されています。この計画により保安林が解除されると、上水道の水源枯渇や土砂災害など住民生活への影響が懸念されます。 2. 計画地の尾根からは多くの谷が流れ出しています。切土や盛土の工事によって土砂災害が心配されます。 3. 今年は水俣での梅雨前線豪雨による土砂災害（2003年7月20日発生）から21年になります。矢城山を源流とする集川右岸の尾根の一部が風化して礫状になった安山岩溶岩に大量の雨水が浸透したことにより、斜面が不安定となり集川に土石が崩落し、土石流が発生し集川地区で15名の方が亡くなりました。また、鹿児島県出水市針原地区では	本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積が最小限となる計画としています。また、今後実施するボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、法令等に係る基準や指針に従った適切な設計・施工のほか、速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による水資源の確保及び災害リスクを回避・低減するための対策を講じる計画としております。また、風車についても、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスク

表 2-1(34) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
73	1997年7月10日、やはり梅雨前線豪雨により矢筈岳を源流とする針原川に面した斜面の一部が崩壊し土石流が発生し、21名の方が亡くなりました。ここでも斜面をつくる風化した安山岩礫の堆積物が土石流発生の素因になったと考えられています。宝川内や針原ではたまたま斜面の崩壊が発生したために安山岩溶岩の風化の状況や風化礫の堆積物の存在が分かりました。計画地の尾根付近も安山岩溶岩が広く分布していますが、溶岩の風化や溶岩下位の地質状況によっては宝川内や針原同様、豪雨によって計画地が土石流発生の源になる恐れがあります。溶岩の風化の状況など、風車が建つ予定の地質のみならず、尾根や谷のより詳細な地質調査が求められます。 4. 計画地の森林伐採や大規模な風車建設工事によって裸の斜面になり、集中豪雨が発生すると表流水が大量に河川に流れ込み、米の津川流域下流の市街地に浸水被害が心配されます。 5. 計画地の周辺では石飛遺跡、上場遺跡などの旧石器～縄文時代の遺跡が発掘されています。また、招川内の畑でも黒曜石の矢じりがみつかっています。計画地でも旧石器時代や縄文時代の遺跡が見つかる可能性があります。 6. 以上、この事業は住民にとって命に係わる、大変リスクの大きいものです。この事業の中止を求めます。	に対する安全性の審査を受けた上で進めていくこととしており、災害が発生しないよう進めてまいります。 埋蔵文化財に関する調査は、今後、出水市の埋蔵文化財担当課に確認し、事業計画が固まった後、現地踏査を実施することとしております。 風力発電に関して、賛否両論あることは理解しています。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(35) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
74	I 盛土における土砂災害の危険性について 1 残土について ①「10.1.12 廃棄物等（残土）」(P1184～1185)において、 イ 環境保全措置において、「切土、床掘により発生した土砂は、すべて対象事業実施区域内にて盛土に活用する。」として、 ロ 予測結果において、「切土、床掘により発生した土砂は、・・・・・・対象事業実施区域外への搬出は行わない計画であり、残土は発生しないものと予測する。」 ハ 評価の結果において、「環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。」としています。 ②しかし「図 2.2-6(13) 本事業に係る改変区域図」(P26)の盛土のエリア（以下「盛土A」といいます）を見ますと、「盛土」というにはあまりにも広すぎます。準備書においては、この「盛土A」の図示だけで、その面横、土量については、確認することができませんでした。 この点について4月4日の説明会において事業者に質問しました。事業者の回答は以下のとおりです。 ー 土量：約89千m^3 広さ：約3ha ところが、「表 10.1.12-1 造成等の施行に伴う建設発生土量」(P1184)を見ますと、工事施エヤードの残土の総量が約89千m^3とあり、なぜ「盛土A」の土量と一致するのか、理解できません。説明をお願いします。 ③いずれにしても、「盛土A」の土量は、準備書で公表されていませんので、推量するしかないのですが、50～60千m^3を下らないだろうと推測されます。もし、この推測の土量と3haの広さだとしますと、これは「盛土」とは言わず、「土捨て場」というのではないのでしょうか。この数年で3件の風力発電事業において、環境アセスメントの勉強をしてきた経験から、そう言わざるを得ません。 残土についての評価の結果について「環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。」とありますが、果	「盛土A」については、説明会にて盛土量を約89千m^3と説明しましたが、ご指摘のとおり、89千m^3はヤード造成に伴い発生する残土量であり、「盛土A」における盛土量ではありません。 正しい情報をお伝えできなかったことについてお詫び申し上げますとともに、以下にて訂正させていただきます。 「盛土A」の盛土量は正しくは243千m^3です。 いただいたご意見を踏まえ、今後、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定等、改変区域を可能な限り最小化し、切土・盛土量が最小限となるよう、引き続き計画を検討してまいります。

表 2-1(36) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
74	たしてそうなのでしょうか。 2 「盛土A」における土砂災害の危険性について ①「盛土A」の場所の問題 イ 「盛土A」は標高 350m付近に位置し、麓の積替場所・標高 100mと頂上・標高 559.5mのほぼ中腹の谷部にあたります。 ロ 頂上と「盛土A」の標高差 210m、集水域については、準備書「表 10.1.4-10(1) 沈砂池等に関連する集水域面積及び雨水流出係数」(P686)によると「10/調整池/沈砂池等に関連する集水域面積・合計 347,043 m³」となっています。この「10/調整池」が「盛土A」の下部C-1、C-2、C-3の調整池と思われます。 210mの標高差に 347,043m³の集水域です。この地域にこの数年、毎年のように九州地方を襲う線状降水帯がかかったら、どうなるのでしょうか。『環境影響評価法』及び『発電所アセス省令』における配慮事項、環境要素には規定されていないのようですが、線状降水帯、台風等による集中豪雨が襲った時の土砂災害の危険性についての調査・予測及び評価は事業者の責務として、当然行うべきだと思います。 ②「盛土A」の谷部に流れ込む沢の下流地域について この沢は坂元川に合流します。その合流地域には住居があり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。 ③「盛土A」の土砂の流出対策について イ C-1、C-2、C-3の調整池については、その構造、概要が準備書で見つかりません。 ロ この調整池だけで、「盛土A」の土砂流出が防げとは思えないのですが、準備書にはその他の対策が見つかりません。 3 「環境影響評価準備書」の不備について 前項「1、2」において指摘しましたように、準備書は「盛土A」、調整池C-1、C-2、C-3及び「盛土A」の土砂流出対策の説明が不十分です、と言うよりほとんどなされてい	ご意見のとおり、集中豪雨時の土砂災害について過去の経緯、復旧工事について、管理者である出水市の指導も仰ぎ調査し、必要な防災施設の詳細計画を立案したいと考えております。 現在、盛土Aの土砂流出対策については、調査に基づいて計画を立案しておりますが、今後、許認可監督官庁の指導、基準に基づきさらに計画を精査してまいります。 したがって、土砂流出防止対策の具体策及び規模については、許認可申請手続きを経て計画されることとなります。 ご意見を踏まえ、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう配慮することにより、切土・盛土面積が最小限となるよう計画を検討してまいります。

表 2-1(37) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
74	ません。この点について、説明会において指摘し、「盛土A」の問題点についての再度の説明会を御社に要請しましたところ、『盛土A』の内容・概要について再度、説明会を開催し説明します。」と約束されました。この意見書において改めて要請いたします。 この問題は地域住民の生命と財産、そして暮らしに係る大事な問題です。北薩から熊本県南部は数年に一度は洪水、土砂災害に見舞われる豪雨地帯です。1997年の針原川土石流災害をはじめ繰り返される豪雨による洪水、土砂災害について、東京から来られた事業者の方々はご存知ないのでしょうか。この点について改めて調査・予測及び評価を行い、「盛土A」の内容・概要及び土砂流出災害対策について丁寧かつ十分な説明を行うための説明会開催を要請いたします。 4 「盛土A」に対する意見 前項「1～3」において、「盛土A」の問題点を指摘しました。その上でこの問題に対しての私の意見を述べます。 先日、「盛土A」の予定地を含め、工事用予定道路等と「盛土A」の沢が坂元川に合流する地域等、現地を見てきました。「盛土A」のエリアは急斜面に挟まれた谷であることを確認しました。また、沢が坂元川に合流す地域の土砂災害警戒特別区域には立派な住居があることも確認しました。 「盛土A」は盛土ではなく、工事に伴う残土の土捨て場です。「2」において述べましたように、ここを土捨て場にするのは、きわめて危険だということを現場を踏査して、実感しました。 準備書 P26「本事業に係る改変区域図」に掲載されている盛土の計画は全面的に中止してください。 5 その他の盛土について 「表 10.1.12-1 造成等の施行に伴う建設発生土量」によると、工事施工ヤード、工事用道路の盛土合計は約 512 千m^3とあります。準備書には各々の盛土について、その土砂流出対策の計画が掲載されていません。上記「3」において指摘しましたように各々の盛土について集中豪雨時の土砂災害が危惧されます。そのうち最も危惧されるのが、上記「1～4」で指摘しました「盛土A」です。 次に危惧されるのが、「図 2.2-6(12) 本事業に係る改変区域図」の排水方向 R15-4にある盛土（以下、「盛土B」といいます）、R15-6にある盛土（以下、「盛土C」といいます）です。これらの盛土は「盛土A」の上流 250	なお、その結果については環境影響評価書において示してまいります。また、環境影響評価法においては、環境影響評価書の公表前の住民説明会の実施は求められていないものの、地域の皆様からのご要望に応じ、何らかの形で住民の方々にお伝えする場の設定を検討してまいります。 事業者として防災上、沢部で盛土に必要な排水処理及び防災対策を十二分に検討、許認可監督官庁の指導を基に必要な調整池機能、防災対策を立案して計画をしたいと考えます。 ご意見の主旨は十分理解でき、事業者としても防災の有識者等の指導を受け、検討したいと考えております。 本事業では、地表面の改変による雨水浸透や土砂災害に関する影響を低減するため、山林部分の改変区域の最小化、風力発電機の基礎工事や道路の新設・拡幅工事を含むすべての土木工事については法令等に係る基準や指針に従った適切な設計を行い、工事にあたっては造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを可能な限り回避・低減するよう対策を講じる計画としております。 また、日々の巡回により土砂災害の発生の予兆を捉える機会が増えることにより、発電所に起因しないものも含めて事前の補修・補強等の対応が可能となるとともに、地

表 2-1(38) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
74	mの谷部に位置します。この二つの盛土も、その面積、土量及び土砂流出対策について、準備書には全く記載されていません。この他にも工事施工ヤード、工事用道路において、盛土があります。全体で 512 千m³の盛土が計画されているのです。 令和5年5月26日に施行された『盛土規制法』は、基礎調査、規制区域の指定を経て、来年4月には運用が開始されると聞いています。本事業で計画されている盛土のエリアは全て各区域ごとに、盛土の面積、高さ、土量及び土砂流出対策を公表し、住民に対して説明をすべきです。 上記「3」で要請しました説明会において、このことをデータ資料を配布し、説明すべきだと思います。 Ⅱ 小・中学生の登下校時の交通安全と学習環境の保全について 「図 2.2-6(20) 本事業に係る改変区域図」の「積替場所等」の南側は、国道447号を挟んで大川内中学校があります。その距離は大川内農業者トレーニングセンターを挟んで70～130m程です。 先日、地元住民の方が大川内中学校の校長先生、教頭先生とお会いして、本事業計画についてご存知かどうか伺ったそうです。お二人は全く知らないとお答えになり、そのような計画があることに驚かれていた、ということです。御社が大川内中学校に本事業計画の説明に行っていないというのは、事実でしょうか。 そのようなことはないと思うのですが、もし事実としたら、という前提で意見を述べます。 ①登下校時の交通安全について 「図 2.2-10 工事関係車両の主要な走行ルート」を見ると、国道447号を東西両方面から来る工事関係車両は、大川内中学校西側正面を積替場所、工事用道路に入っていく計画になっています。要するに、工事用車両は全て大川内中学校前を右左折して、現場に向かう計画です。通常時の関係車両、コンクリート打設時の生コン車の台数は既に計算ができています。特にコンクリート打設時は通行車両が大幅に増えることも分かっているわけです。なぜ、中学校側にそのことを説明に行き、交通安全対策の協議を行わないのでしょうか。 前項で要請しました残土が盛土として利用できず、場外搬出ということになると、益々交通量が増えることも想定され	域の皆様への土砂災害リスク情報の提供が可能になるものと考えております。 小中学校の先生や教育委員会等へは詳細な説明の実施に至っていませんが、より具体的な計画が見えてきた段階でお伺いし、積替場所等の作業内容、使用する機械も踏まえ、丁寧にご説明、ご相談をしていきたいと考えております。 なお、本事業では、工事関係車両の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの遵守、歩行者・自転車の通行に十分配慮するなどの交通安全教育を実施することとしており、交通事故の発生を防止し、交通の安全を確保してまいります。 また、事前の工事説明会などにおいて、工事関係車両の通行時期や時間帯、ルートなども広く周知し、地域の皆様が安全に通行することができるよう配慮してまいります。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1 (39) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
74	ます。もう準備書に対する意見も締め切られます。中学校生徒の登下校時の交通安全対策には、特段の配慮が必要なはずです。 もし、まだ学校関係者への説明会を行っていないとしたら、早急にPTAも含めて行うべきだと思います。 ②学習環境の保全について ①でも述べましたように、大川内中学校から「積替場所等」までは、70～130m程です。準備書では、「積替場所等」での作業内容、使用する機械等が全く示されていません。また、それらの作業、機械等の稼働に伴う騒音についても示されていません。これらの点についても、前項で述べました説明会において説明した上で、協議していただきたいと思います。 以 上	【前ページに記載】
75	私の地域は、ここ何年か鹿やイノシシの被害がひどくなっています。 風力発電が出来る事によって、鹿などによる被害が大きくなるのは目に見えていると思います。大川内には、山水米というブランドの米もあります。 それら収穫量も減ると思います。 私も、蕎麦屋のための蕎麦を栽培してますが、新芽を鹿が食べて年々収穫量が減っている状況。他にも土石流なども心配です。	本事業に伴い尾根部を改変することにより、シカやイノシシが人里に下りてくる懸念については、全国的な事例を調べても風力発電事業に係る実態調査は少なく、明確な因果関係が判明している情報がないのが実情です。一方で、地元の猟友会の方々とお話しする中で、今回の事業により林道の路網が整備されることで山の深部にアクセスしやすくなり、猟の効率化が図られ、駆除が進むのでありがたいというご意見もありました。獣害については、地域にとって非常に深刻な問題であると認識しております。引き続き事業者として協力できることを検討していきたいと考えております。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
76	計画地の郷田山の尾根から矢筈峠を挟んだ西側に矢筈岳(687m)が連なっています。この矢筈岳には、国の天然記念物である寄生植物「ヤッコソウ」が存在します。このヤッコソウは木の根に寄生するので特定の木とある種の環境が成立しないと生育できません。実際に矢筈岳の別の場所に生存していた群落が、寄生していた木の倒木によって絶滅してしまいました。希少植物ほど環境の変化に弱く、容易に涸れてしまいます。 また軸谷川と坂元川に挟まれた芭蕉地区では、「クマタカ(絶滅危惧ⅠB類EN・環境省カテゴリー)の生息も確認されました。クマ	今後、事業計画の詳細な検討を進めていく中で、「土地改変及び樹木伐採の最小化を図る。」、「重要な種の生息位置を改変区域から外すよう検討する。」、「可能な限り改変面積を小さくする。」等の対応を行ってまいります。 また、クマタカやサシバ等希少な猛禽類への環境保全措置としては、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等を実施します。また、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもと適切に実施し、事後調査を実施することで保全措置の有効性を確認してまいります。

表 2-1(40) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
76	タカは自然度の高い山地に営巣しますが、近年人工林が増え、林道工事などの森林伐採によって生息環境が悪化しています。森林伐採によって生息地の分断化や餌動物の減少等による繁殖の低下も心配されます。 このような希少動植物を育む天然の自然環境は人間が造ったものではありません。一度破壊されると元に戻るものではないのです。 現代では科学技術の発展が顕著で、世界でも日本でも自然環境を破壊することなく、新たなエネルギー源の開発が進んでいます。地球温暖化や自然災害に繋がりがかねない森林伐採を行わないエネルギー資源開発へ転換されることを望みます。 景観や自然からの恵みや人間の命を守ってくれる森林は、地域の大切な宝です。	なお、本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。
77	遠方に居る出水市出身の方が、上場高原に来て、「こんなに風光明媚で自然豊かな山中に風力発電などとてもない」と語られ、出水の環境だけでなく、地球環境を守る為にもこの自然を守ってほしいと願われていました。 私は、以前「同企業の計画段階環境配慮書」でも、自ら現場に足を運んで調査をした上で、問題点が多く、この地域には風力発電設置の必要性はない。との意見書を提出しました。 しかし、今回さらに「準備書の縦覧と説明会」が開催されました。環境破壊、地震台風等による災害発生、住民への健康被害など懸念材料は、以前の配慮書へ提出した内容からの改善措置など全くなく、貴社は、そこに住む人達への配慮など微塵もなく、ただ事業を押し付けるだけの「もうけ主義企業」に他ならない。 災害発生時の貴社の対応策はどんな計画ですか？自治体頼りですか？貴社からは何人に対応される計画ですか？ (以前に配慮書で提出した内容) ○ 出水市は平成 9 年に針原土石流災害が起き 21 名もの住民の犠牲者が出た。又同年には震度 5 強の県北西部地震が起き被害もあった。出水断層地域であり、大型風力発電設置の予定地は山頂付近の開発や取り付け道路など工事がすすめば、災害の発生、環境破壊が起きかねない。これらの地域に設置されることは問題がある。 ○ 騒音、低周波等で住民の健康に大きな影響が懸念される。全国的にも風力発電設置地域では、頭痛、イライラ、睡眠障害、高血圧などの体調不良が訴えられている。大川内、	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートの選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積を最小限となる計画とします。また、本事業を進めるにあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めていくことになります。 また、特に低周波音については、環境省や諸外国における調査において、風力発電機の運転と低周波音による健康被害の関係性は明らかではないと報告されております。一方で、人の感じ方は千差万別であり、単純に距離で評価できるものではないと考えております。 なお、本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。また、風力発電機の稼働によって地域の皆様に著し

表 2-1(41) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
77	上場地域は乳牛、和牛の放牧、飼育地域であり、生産育成に大きな影響が懸念される。 など問題点が多い。この地域に大規模風力発電設置の必要性はない。	い環境影響が生じないように、適切に運転管理してまいります。
78	1. 大型風力発電機を山の峰や山頂附近に運ぶ道を開削したりした後の土砂くずれや地すべり等の恐れがあるので設置には賛成できない。 2. 建設地附近にクマタカや天然記念物のヤマネの生育も確認されている。希少生物の絶滅や減少が心配されるので建設には不同意。 3. 出水麓附近からの景観が悪くなるので賛成できない。 4. 漁獲量が減少している魚やノリ等の減少がなお心配されるので建設には反対。 1. 大型風力発電ができると、上場や上場からの景観が失なわれる。 2. 風力発電の機器を運ぶための道路建設により ①貴重な動植物の生存・生育が失なわれる。 ②土砂くずれや水害がおこりやすくなる。 3. 上場地域の先史時代の歴史・化石等が失なわれやすい。 4. 寿命 20 年後と言われる大型風力発電の機器の後始末が明確でない。 以上 1, 2, 3, 4 等の理由により大型風力発電建設には反対します。	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えております。 本事業では、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地形に合わせたヤードエリアの設定や道路ルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積を最小限となる計画とします。また、本事業を進めるにあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めていくことになります。 また、埋蔵文化財に関する調査は、今後、出水市の埋蔵文化財担当課に確認し、事業計画が固まった後、現地踏査を実施することとしております。 なお、整備完了後の管理、また、事業終了後に不要になった風力発電機や基礎、その他関連施設等についての処理は、事業者の責任で適切に実施する計画です。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(42) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
79	R6.4/6 出水市音楽ホールでの説明会に出席しました。 ある方の「発電風車はどの国の製品になりますか？」という質問に対して「ドイツかデンマーク、もしかしたら中国製になるかも知れません」という答えでした。意外でした。先の上場公民館での説明会では、「中国製ではありませんか？」という私(スズキ)の質問に対し「ドイツか、デンマーク製を使います、中国製は使いません」とはっきりした回答がありました。周囲から少し安心したような笑い声が上がりました。 太平洋戦争が終って戦勝国中国は国境を持たないチベットへ侵攻しました。今も異文化異教徒へ同化政策を続けています。漢民族右翼とも見える中国共産党が支配する中国は今では新きょうウイグル自治区でウイグルの地元の人々を弾圧しています。出水での中国の評判は良くありません。林立する発電風車がどの国から来た物か？は人の景観にも大きく影響すると思います。留意して下さい。	風力発電機については、現在、ドイツとデンマークのメーカーを中心に検討しております。なお、直近の最新情報によると、中国製の風力発電機の実績も世界的に多くあることから、デンマーク製やドイツ製の風力発電機よりも性能等が高く、環境影響が小さくなる可能性があるかと確認できた場合には、中国製の風車を採用する可能性も現時点では排除していません。
80	土地所有者外関係者(対象地域)には、個別に連絡、説明の案内が欲しい。 連絡あるものと思ひ、過日の会合には行っていない。	本事業の意義や必要性については、説明会や自治会の総会参加、個別訪問などをおしとお伝えしようと努めているところでございます。引き続き、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。なお、土地所有者様に対しては今後、個別もしくは会合の形式にて説明を実施してまいります。
81	私は川漁師です。永いこと鮎、カニ漁を第5種協同漁業権に基づき営んでおります。この事業計画で市道・林道をこれだけ多地点で改変工事を行えば以下のような漁業に深刻な影響を及ぼすことになります。絶対に許せません！ 3月から約20ヶ所に稚鮎が放流され、良質な珪藻類で生育し、美味と評判です。又、モクズガニも稚カニの放流から始まり11月まで漁を行い韓国等へ輸出もされます。 河川へ濁水が必ず流れ込んで (1)稚鮎のエラに濁水が付着し、死滅の恐れがある。 (2)濁水が珪藻に付着し、成育が止まり、それを餌とする鮎の成長も止まる。そして又、味も悪くなり、風評被害が出る。 (3)魚が別の場所へ移動してしまい、不漁となり収入が減少する。 (4)工事期間中に漁場へ行けなかったり、事故の危険性が出てくる。	本事業では山林部分の改変区域を最小にするとともに、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化を行うことにより水資源への影響が小さくなるよう努めてまいります。 また、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、工事開始前に、既存の水源地等の水質・流量等の調査を実施するとともに、工事中も継続してモニタリングを行い、水源地等の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切に対策を実施します。 本事業は、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、事業を通じて地域貢献、地域活性化に寄与できると考えております。事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、施工時・施設完成後の影響が最小限になるよう努めてまいります。

表 2-1(43) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
81	この事業計画は「ラムサール条約登録のツルの越冬地」「伝統的建造物群武家屋敷として日本遺産登録」の市の観光戦略に大打撃を与えてしまいます。 発電機群が映る眺望で、自然性、伝統性がそこなわれ、当市が持つポテンシャルを消し去ってしまうマイナス要因となります。アンマッチングと、そぐわない風車群にリピーターはどん引きになります。 方法書時点で「活断層の存在が明らかである地域に風力発電機群を設置するのは暴挙である」と指摘したら「活断層を避けた風力発電機の配置としております」と回答してありました。“空いた口が塞がりませんでした。”能登半島地震でも明らかなように、海底の活断層と離れていても、半島全体が大惨事となってしまったのです。絶対ダメです！ 市道・林道は市民の物です！利益追求の為の風力発電の為に改変され、長期間の利用不可や制限は許されない。この山は市民のリクリエーション（登山、ハイキング、バードウォッチング、林道ドライブ等）の場です 「改変を少なくして…」とは事業者の勝手な理由づけをしてるだけ！ 方法書に対する鹿児島県知事意見として「特に建設残土は大雨や地震において土砂災害の発生のおそれがあることから尾根にある谷部分を埋める方法は極力避け…」とあるのに準備書において、多量の盛土を谷に計画しており、しかもその約1.5km下には部落が存在している。土石流を発生させるようなものである。まったく、話にならない人命軽視のお粗末な事業計画である。熱海土石流災害と同じ事を繰り返すのですか？ 工事用車両による騒音、粉塵により、生徒の授業への集中力が欠けてしまう！特に大川内中学校では目前が資材の積み替え場所であることから大きな音、車両のエンジン音、アクセル追加音等が断え間なく発生する。又、登下校時の交通事故が危惧される。（大川内小・中学校）	景観の調査地点の設置にあたっては、既存資料の調査を基に、地域の景観を代表する地点を選定するとともに、方法書での住民意見や知事意見を踏まえ設定しました。 なお、景観につきましては、出水市景観条例及び県の景観形成ガイドラインに基づいた計画とします。今後、詳細な計画が固まった時点で鹿児島県及び出水市の行政等関係機関と協議のうえ、調整してまいります。 本事業を進めるにあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づく計画とするとともに、経済産業省による台風や地震等の自然災害リスクに対する安全性の審査を受けた上で進めていくことにしております。 林道整備は、今後、出水市の担当課等行政等関係機関からの許認可及び指導を受け、調整した上で実施してまいります。 なお、工事の実施にあたっては、地域住民の皆様の利用に支障がないよう、道路の全線通行止は可能な限り避ける工法等を検討してまいります。 工事関係車両の走行ルート上にある大規模な盛土箇所については、土留め等の十分な土砂流出防止策を講じるほか、下流側に必要十分な容量を有した調整池を設けることにより、土砂崩れや土石流の発生を防止する計画としております。なお、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう計画を検討してまいります。 本事業では、工事関係車両の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの遵守、歩行者・自転車の通行に十分配慮するなどの交通安全教育を実施することとしており、交通事故の発生を防止し、交通の安全を確保してまいります。また、事前の工事説明会などにおいて、工事関係車両の通行時期や時間帯、ルートなども広く周知し、地域の皆様が安全に通行することができるよう配慮してまいります。

表 2-1(44) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
82	1 意見書への回答時期と方法 意見書への貴社からの回答はいつ頃になるのか？ また、その方法はどんなものか？意見書への回答として、今まで次のようなものがあった。 ① 個人へ直接郵便などで文書回答 ② 住民の学習会へ出向いて文書で回答 ③ インターネット上で回答 ④ 一般公開せずに、県へ回答 鹿児島県知事の意見書には住民への丁寧な説明と理解を求めるようにと書いてある。③のインターネット上に回答し、意見書を出した個人には葉書などで、その旨を知らせて欲しい。更に、4月4日の説明会であったように、補正評価書の説明会「最終的にこうなりました」という説明会を開き、住民の理解を得て欲しい。 2 土砂災害に関して 防災科学技術研究所「自然災害情報室」(Web)や地質ポータルサイト(Web)には、次のように書かれている。「斜面角 30° 以上や尾根・山稜などでは崩壊が起こり易い」「斜面上方を造成すると崩壊し易くなる」「地層が斜面側に傾いているところでは地層境界で滑りやすい」三番目は火成岩であるから該当しないが、前の二つは当てはまる。 1997 年 7 月に矢筈岳西部の出水市針原で土石流災害が発生し 21 名が亡くなった。2003 年 7 月には水俣市宝川内で土石流災害が発生し 19 名が亡くなった。この二つの地区とも約 200 万年前の肥薩安山岩の風化土で、貴社の事業計画地も同様な地質である。これをどう考えるか？ 準備書には、対象地区南部の田原川・中川上流地区は「地形・風状等を考慮して、区域から除外した」(2-76) とあるが、区域西の軸屋川沿いも国土地理院 G S I Maps の断面図機能で調べると 30° 以上の急傾斜地区がかなりある。また、準備書の図 3.2-28 には予定地区の西側全部と東側の一部は崩壊土砂流出危険地区に指定されている。これは通常の状態でも危険と言うことだ。そこに、尾根に 6 m 道路を通し平均 0.5ha の用地を 14 基も作る計画である。これは災害が起きる可能性が格段に大きくなる。これをどう考えているのか？ 3 低周波に関して なぜ A 特性を使うのか？ A 特性とは人間の聴覚可能な範囲の周波数に重み付けをしたものである。しかし、発音機から出る	準備書についての意見と事業者の見解は、環境影響評価法に基づき、今後作成する環境影響評価書に記載し、公表してまいります。 なお、環境影響評価法においては、環境影響評価書の公表前の住民説明会の実施は求められていないものの、地域の皆様からのご要望に応じ、何らかの形で住民の方々にお伝えする場の設定を検討してまいります。 本事業では、地表面の改変による雨水浸透の影響を低減するため、風力発電機設置ヤードや管理用道路について、現地地形に合わせたヤードエリアの設定や道路のルートを選定など、現状の地形を可能な限り損なわないよう、切土・盛土、樹木の伐採面積を最大限小さくするとともに、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化などを検討しております。また、盛土に関しては、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議して進めることで、事業による災害リスクを可能な限り回避・低減するよう努めてまいります。 本事業の実施による低周波音の影響については、人の感覚に合わせた G 特性、建具のがたつきが発生する閾値の平坦値 (Z 特性)、圧迫感、振動感を感じる音圧レベルの平坦

表 2-1(45) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
82	音波は可聴範囲以外の超低周波から超音波まであり、それぞれの範囲でエネルギーを発している。人間の健康状態に影響を与えるのは可聴範囲の音だけではなく全ての周波数帯域で影響を与えている。極端な例で言うと「低気圧が近づくと頭が痛くなる」と言うような事もある。これは気圧の変化を内耳で捉えストレスとなり自律神経の不調が引き起こされるのである。低周波騒音による具体的な健康被害は、日本騒音調査ソーチャー (info@skklab.com) に挙げられている。 労働安全衛生総合研究所 (Web) には、2. 周波数と音圧レベルについての項目に次のようにある。「しかし、低周波音の場合には、後述する特徴のために、聴感による音の大きさではなく、物理現象としての音の大きさ (空気の圧力変化の大きさ) を扱う方が便利なので、周波数補正をしない音圧レベル (Z 特性レベルまたは平坦特性音圧レベルとも言う) を使います。当コラムでも、A 特性による補正をしない、後者の音圧レベルを使います。」 環境省 (Web) の騒音に係る環境基準についての項目・環境基準には、地域の類型 AA (療養施設、社会福祉施設等が設置されるなど特に静穏を擁する地域) では、昼間 50 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下とある。A 及び B (A : 専ら住居、B : 主として住居) では、昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下となっている。天然の自然音と人工的な音では異なるが、説明会資料の p41 の数値は基準値を超えるような予測結果だと言える。これをどう思うか？	値 (Z 特性) の 3 つの観点から評価しており、それぞれの値を下回る結果となっております。
83	『準備書』の内容：今回の「影響予測結果」を導き出すにあたり、専門家の方々に意見聴取を行い、それなりのデータを示してあります。つまり特別天然記念物に指定されているツル類に関しては、従来の渡り、分布、習性に関する知見から導かれる事業者の見解である。 具体的な事項の詳細指摘は省きます。 意見、質問：残念ながらつまりツル類に関する知見としては、2022 年秋からの観察事例は少ないこととなります。以下は前回意見の繰り返しになります。 ご承知のように、2022 年秋からは、越冬地の出水市地域においては鳥インフルの蔓延にかんがみ、あるいは従前からのツルのネグラへの過剰な集中を避けるために、給餌量を控える (少なくする) ことになったのです。	春季及び秋季に各 10 日程度、渡り鳥調査を実施した結果、米ノ津川沿いを飛翔するツルは確認されたものの、対象事業実施区域はツルの渡りのルートではないことが確認されました。このため、本事業の実施によるバードストライクの可能性は低いと考えております。さらに、鳥類への影響 (バードストライク) については、予測に不確実性を伴うことから、準備書第 10 章に示すとおり、事後調査を行うこととしております。なお、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。

表 2-1(46) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
	その結果、2022 年秋からのツルの飛来地は、出水市周辺の伊佐市、薩摩川内市、阿久根市などに分布が拡大したのです。今後、越冬地の分布はさらに広がるものと予想されます。 もとより「風車ブレードへの接触」のおそれの評価は、「渡り、分布、習性」を踏まえての専門家の判断を必要とします。これについての事業者の判断は、独善的です（ひとりよがり、我田引水的）。 ことツル類に関しては、事後調査で対処するのではなく、事前調査が必要なものであり、これらの観察事例の集積には10年以上の期間が必要でしょう。なので、これらの多くの観察事例を踏まえて、一般市民、専門家からの意見聴取が必要な時代・社会なのではす。つまりツル類に関しては事前調査のやり直しということです。特別天然記念物という重要な生物種の保護にあたっては、より豊富な観察事例が待たれるのです。	【前ページに記載】
83	『準備書』などの内容：眺望のこと。「主要な眺望点」「日常的な視点場」などが多数記載してある。これらの内実は、「配慮書」「方法書」を踏まえており「準備書」もそれをもとにしている。そして以下には予測項目、予測手法、予測地域、予測結果などが明記してある。さらに、これらの地点に関して評価手法、評価結果が述べてある。 意見、質問：眺望のこと。詳細なページ指摘は避けるが「環境要素、景観」「主要な眺望景観」の選定内容について、出水市域の「東雲の里あじさい園」「かごしま茶昂揚の里、石碑」と「上場高原コスモス公園の展望所」を追加すべきという意見についての対応は納得します。しかし、前回（方法書に対する意見）に提起した課題（場所、地点）に関して、はぐらかしを感じるのです。例えば、類似した写真撮影場所の選定については、「出水市中央公民館」（欠落している）のあるいは「出水麓武家屋敷群（駐車場）」でもそうです。「中央公民館からの眺望」は川近くの駐車場からのものが常識的であり、今回の報告（住民説明会資料）に示された写真は「東光山公園」（不可視）、「田原バス停付近」よりも「萩の段」からの眺望写真を示すべきです。悪意、恥さらしでしかありません。 さらに中央公民館の近辺ならば、米ノ津川沿いのランニングコースからの眺望こそ常識的なのです。あるいは運動公園駐車場からとか。いうまでもなく、出水麓ならば、「山崎公民館からの眺望」をわざとはずしています。ほかにも指摘事項がありますが、事業者からの次の文書が公開されたときに明示することにします。もとより私の「眺望」に関	景観については、出水市景観条例及び県の景観形成ガイドラインに基づいた計画を検討しております。 また、景観の調査地点の設置にあたっては、既存資料の調査を基に、地域の景観を代表する地点を選定するとともに、方法書での住民の皆様の見解や知事意見を踏まえ設定しました。 今後、詳細な計画が固まった時点で鹿児島県及び出水市の行政等関係機関と協議のうえ、調整してまいります。

表 2-1(47) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
	する論説は、伝統的な山に関する見解をもとにして います。さきの「方法書」に提案したことを、再考していただくように、以下に部分を引用し、繰り返し指摘しておきます。 「西側の雁俣山は『指呼の間』であり、南方には紫尾山系の畳畳（じょうじょう）とした山並みがあります。標高 500 メートルに満たない場所ながら高山の気分に浸れ、古来言われている「浩然の気を養う」という語句を実感できる場所なのです。春夏秋冬、朝昼夕、晴雨に関わらず、折々に良好な展望が得られるのです。この雁俣山系において、貴社が風力発電の建設をおこなうことは「眺望景観」の破壊なのです。」 たしか鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインがあるはずです。これの読み込み、順守をお願いします。	【前ページに記載】
83	『準備書』の内容：埋蔵文化財、遺跡調査に対する事業者の見解は、合法的であることが示してあります。納得します。さきにも記しましたが、熊本県と鹿児島県（出水市長から鹿児島県知事への意見など）における対応がほぼ同じようなものだと読み取れます。 意見、質問：文化財保護法のもとにおける埋蔵文化財に対する対処としては、一般的なこととしては納得できます。しかしながら、この 40 年間ほどにおける南九州（熊本県、鹿児島県、宮崎県）における旧石器時代遺跡の調査結果（成果）を見ますと、遺跡の保護の観点（記録保存の場合でも）からは、より実際に即した対応が求められるのです。 すなわち、旧石器時代の遺跡における遺物の分布から導かれる遺跡範囲の確定は、容易なものではありません。平面分布にみられる遺物の濃淡は、同心円的でありながら明確な密集を示しえないことが判明しているのです。つまり、縄文時代の後半期以降、さらに集落を形成する弥生時代、古墳時代、歴史時代などの遺跡の在りかとはかなり異なることが明らかになっているのです。 なので、微細な、細片的な遺物しか出土しない旧石器時代の遺跡では、包含層が地表面に近く（深くない）工事中発見の報告という対処では重要な遺跡を失ってしまうこととなります（文化財保護法の違反行為にちかいです）。熊本県、鹿児島県ともに、工事予定範囲については、遺跡の有無確認を含めて、事前の詳細な調査を計画すべきなのです。工事予定地の全面発掘を予測して、それぞれの文化財保護の行政主体への早めの協議が必要とされます。工事中発見では遅いのです。 繰り返しになりますが、この範囲は戦後開拓の農地になることがなく樹林地だったと	埋蔵文化財に関する調査は、今後、出水市の埋蔵文化財担当課に確認し、事業計画が固まった後、現地踏査を実施することとしております。

表 2-1(48) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
83	ころです。なので、昭和 40 年代には踏査ができなかったエリアであり、以後現在まで、遺跡の有無に関しては鹿児島県教育委員会、熊本県教育委員会による踏査、所在確認調査が未着手な区域かと思われます。地図から遺跡の立地を予測すると、上場遺跡、郷田遺跡、日東遺跡、石飛遺跡などに類似、匹敵する良好なところが推定されます。 また別会社（電源開発株式会社）の風力発電設置に関する「令和 5 年度第 1 回熊本県環境影響評価審査会第一部会、議事概要」（2023 年 6 月 23 日）には、県境地域における「西南の役」の時の薩軍（西郷軍）の塹壕跡を含めて激戦地域なのである、との指摘がなされています（3 ページ）。これらへの対応が必要とされましよう。	【前ページに記載】
84	これだけの大規模な自然破壊によって、人、生物、水産業、安全な暮らしに影響がでてもおかしくない。それらを犠牲にしても建設しなければならない理由、意義が明快に住民に伝わっているのか？ 又、建設された後、例えば中国資本に買収されたらどうなるのか？ 土地所有者の中に外国籍の人がいないかなど、国益の視点からの意見にも答えていただきたい。	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えており、地域の皆様のご理解を得られるよう、引き続き環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。なお、弊社は、ほぼ個人株主だけで資本が構成されており、中国資本は全く入っておらず、今後も入る予定はありません。また、中国資本に買収されるということもありません。
85	はじめに この度の準備書により、方法書からの変更点として対象事業より水俣市が削除されたことを知りました。 水俣市民の一人として、計画地に最も近い水俣市招川内のある湯出地区に住む住民として、このことは決して安心できるものではありません。 風力発電機の基数は最大 19 基から、最大 14 基に減じられたものの風力発電機の出力、ローター直径、ハブ高さ、最大高さの増があり、水俣市側の環境に及ぼす影響は減じられたとは云えません。 陸上に於ける風力発電機の設置は多くの場合広範囲に渡る森林伐採を抜きには実現しません。一度破壊された自然や生態系、生活環境等は二度と元には戻りません。 水俣病を経験した水俣が、その教訓として得た「予防原則」の点からも自然破壊、森林破壊は決して許されません。	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えており、地域の皆様のご理解を得られるよう引き続き環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。

表 2-1(49) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
85	水俣で発生した水俣病が出水市でも多くの患者さん、犠牲者を生みました。今回の出水市に於ける計画に対し、環境保全の見地から出水市に於いて「予防原則」の観点が十分に活かされることを強く希望します。 意見① 御社の計画地は、(仮称)肥薩ウィンドファーム(電源開発株式会社)西側事業地のエリア内に位置している。水俣市招川内に及ぼす影響は特に低周波音や振動等は増幅するのではないかと。両者の発電機の最短距離は？(御社の T13 と電源の T8.) 意見② 水俣市招川内地区は、簡易水道組合を有せず、水源は沢や池を利用している。エリア内の他社の影響は大であると考えますが、T13 との距離が短い場合、水源に与える影響は更に増すと考えるが、如何か。 意見③ 水俣市内には 9 ペアのクマタカが存在することが明らかになっている。隣接する山間部のため当然往来するが、他の鳥類も含めた保安に考えた立地を...	他事業の風力発電機配置を正確に把握することはできないため、正確な距離をお示しすることはできませんが、確認できる資料による概算距離は、本事業と他事業の風力発電機が最も近くなる離隔で約 80m となります。 ただし、風力発電において、適切な風車の離隔を確保することが必要であるため、本事業と隣接して他事業の発電機が両立することはないと考えます。 本事業では、水俣市側の集水域は改変しないことから、水俣市内の水源地への影響はないと考えております。 また、集水域を改変する出水市側で湧水・地下水を利用している方には個別に相談をしております。水問題は、地域の方々にとって重要であるため、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議し、水源地へ影響が生じないように検討してまいります。なお、工事開始前に水質・流量等の調査を実施するとともに、工事中にモニタリングを継続して行い、湧水や地下水の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切に対策を実施します。 現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。 さらに、鳥類への影響（バードストライク）については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。なお、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。

表 2-1(50) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
86	4/6(土)出水市説明会において、川内原発が終わった時の補完エネルギーとして風力発電が必要ですよという説明が、ありましたが、10年以上前、熊本県・天草で原発建設のための事前調査が進んでおり(熊本日日新聞の記事より)また水俣の自民党の人からも皆んな知っとることだよと説明有。ただ、そのプランが再開するだけの事です。御社は国策に踊らされて、完成したはいいいけど、たいして必要のない電源となりませんか。大丈夫ですか？ 私は水俣市湯ノ鶴在住ですが、出水市田之頭は祖母の実家があり、他人事ではないので、意見します。 出水市田之頭地区、日当地区はT-1から3km、招川内地区はT-12,13より2km、この2ヶ所では住民説明会はしないのですか？	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えており、地域の皆様のご理解を得られるよう、引き続き環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。 また、本事業の意義や必要性については、説明会や自治会の総会参加、個別訪問などをおしてお伝えしようと努めているところでございます。引き続き、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。
87	大型な工事によって水源、水脈がどうなるのかとても心配です。 水俣の名前の“水”、湧水を大切にしたい。今のおいしい水を飲み続けたいです。	本事業においては、地下水脈までの掘削及び地下水の利用は行いません。ただし、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議し、影響が生じないように検討してまいります。 なお、本事業では、水俣市側の集水域は変更しないことから、水俣市内の水源地への影響はないと考えています。
88	*御社の計画予定地と(仮称)肥薩ウィンドファームの西側計画地がほぼ重なることになっています。本日を含めて二回クマタカの観察に参加しました。地点はいわば上場入り口でした。真正面に郷田山の尾根部が稜線となって見えます。クマタカが確認できました。 風況タワーがありますがその近くでした。高さ180mは危険だと感じました。 風車は建てるべきではありません。唯一の保全措置は建てないことです。 *大川内中学校の向かいに大規模の盛土予定地があります。現場を見てきました。馬流川の上流に位置しています。周辺は土砂崩れが多く、豪雨が来れば受け止めることは不可能と感じました。 きれいな棚田がありました。これは過去に土石流が発生した証です。 最大でどの程度の降水量を予定していますか。水質の濁りもですが、もっと大きな問題は盛土の崩壊です。 盛土の土留めはどのような構造をしているのか。準備書にはそこまで記載されていないと思います。盛土の崩壊を招かない対策が絶	風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えており、地域の皆様のご理解を得られるよう、引き続き環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。 本事業では、地表面の改変による雨水浸透や土砂災害に関する影響を低減するため、山林部分の改変区域の最小化、風力発電機の基礎工事や道路の新設・拡幅工事を含むすべての土木工事については法令等に係る基準や指針に従った適切な設計を行い、工事にあたっては造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化に努めるなど、事業による災害リスクを可能な限り回避・低減するよう対策を講じる計画としております。

表 2-1 (51) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
88	対に必要です。 *資材の搬入ルートも問題があります。沢にしたがって、土石が崩れています。崩れやすいので路肩の堅牢化が求められます。どのようにされるのでしょうか。 *予定地は水源かん養保安林に指定されています。森林伐採による水源への影響はどのように予測、評価されていますか。準備書には記載がありません。 *クマタカと同様、出水のツルが心配です。(仮称)肥薩ウィンドファームの準備書にたいして鹿児島県知事がツルについて指摘しています。サシバの渡りのルートでもあります。バードストライクの回避は建てないことしかないと思います。	工事関係車両の走行ルート上にある大規模な盛土箇所については、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、土留め等の十分な土砂流出防止策を講じるほか、下流側に必要十分な容量を有した調整池を設けることにより、土砂崩れや土石流の発生を防止する計画としております。なお、今後、可能な限り盛土量を少なくできるよう計画を検討していくほか、行政等関係機関とも協議してまいります。 地下水脈や湧水等は、環境影響評価法においては風力発電事業に係る環境影響評価項目となっておらず、本事業においては地下水脈までの掘削及び地下水の利用は行わないことから、調査・予測・評価項目としていません。 ただし、水の問題は、地域の皆様にとって重要であると認識しており、ボーリング調査や土質調査の結果を基に詳細な検討を進めるとともに、行政等関係機関とも協議し、影響が生じないように検討してまいります。 また、集水域を改変する出水市側で湧水を利用している方には個別に相談をしており、工事にあたっては、モニタリングを継続して行い、湧水や地下水の流量等に影響が生じる可能性がある場合は、適切な対策を実施します。 現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると考えております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。 さらに、鳥類への影響（バードストライク）については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。なお、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。

表 2-1(52) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
88	＊郷田山のキレイな稜線は住民の和みの風景です。その上に 180 回もの風車が立つことは耐えがたいものです。あまりにも御社の都合優先が過ぎると思います。一民間企業の利益のために地元が払う犠牲は大きすぎます。地元に残せるのですか。 ＊河川の生態系について、水質の濁りが心配です。濁りを防止する手立てが見えてきません。	景観については、出水市景観条例及び県の景観形成ガイドラインに基づいた計画を検討しております。 また、景観の調査地点の設置にあたっては、既存資料の調査を基に、地域の景観を代表する地点を選定するとともに、方法書での住民の皆様や知事意見を踏まえ設定しました。 今後、鹿児島県及び出水市の行政等関係機関と協議のうえ、調整してまいります。 本事業では山林部分の改変区域を最小にするとともに、造成部分の速やかな種子吹付、造成森林等による緑化を行うことにより水資源への影響が小さくなるよう努めてまいります。また、工事中は、沈砂池や調整池を設置する等の濁水防止対策を講じます。 水の問題は、地域の皆様にとって非常に重要であるため、引き続き計画を検討してまいります。
89	目 次 1 はじめに 2 調査内容 3 調査結果 4 考察 5 添付資料 1 はじめに 水俣市は、鹿児島県との県境に位置し、北は津奈木町、芦北町、東は鹿児島県伊佐市、南は鹿児島県出水市に隣接する。西は八代海に開けて、天草諸島を望む。市の境は南に矢筈岳（586m）、北に大関山（902m）、東に鬼岳（735メートル）などの山々に囲まれ、鬼岳から北西に伸びる支脈は中尾山へ続き、市をほぼ東西に分けている。気候は温暖多雨（平均気温 16.9 度）、年間降水量は 2,140mm で、植物の生息にも適し、シイの木、タブノキを中心とした常緑広葉樹林が成立している。近年、杉、ヒノキを中心とした造林が見られものの、冷水のスダジイ林、大川の小ジイ林、無田湿原のケヤキ、カツラ林、鬼岳のスダジイ、イスノキ林など貴重な植物群落が熊本県レッドデータブック（2009 年）に記載されている自然豊かな地域である。 本調査の対象地域は、出水市芭蕉地区に建設が計画されている出水ウインドファームの風力発電に関する環境影響評価方法書の	【後ページに記載】

表 2-1(53) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
89	内容を検証するために 2021 年 5 月から 2023 年 5 月までと、2024 年 4 月に郷田山に東側と出水市上場地区のタカ目を主とした猛禽類の調査したものをまとめた。 意見書の作成にあたっては、日本野鳥の会熊本県支部がまとめた 2009（平成 21）年 12 月の「水俣市湯出地区の平成 21 年度猛禽類調査結果とりまとめ報告書」を参考にした。 2 調査内容 1) 出水市芭蕉地区、及び出水市上場地区で実施した猛禽類調査の内容は、次の通りである。 ① 実施期間：自 2021 年（令和 3 年）5 月 至 2023 年（令和 5 年）6 月 および、2024 年 4 月 14 日と 28 日である。 調査日については、表-1 の一覧表の通りである。 ② 調査員：野中 重男（日本野鳥の会熊本県支部会員、水俣のクマタカを守る会） 下田 義信（水俣のクマタカを守る会） 松田 寿生（水俣市在住） 塩崎 乃婦子（水俣市在住） 中村 公子（水俣市在住） 高岡 朱美（水俣市在住） 平岡 朱（水俣市在住） 高岡 万梨子（水俣市在住） 中村 雄幸（水俣市在住） 佐藤 温人（水俣市在住） ③ 調査実施場所 ・出水市芭蕉集落 2 か所。道路に面した広場。 （芭蕉集落周辺にクマタカが生息することは 2002 年の調査でも確認していたが、今回改めて調査した。調査地点は、営巣地周辺だけでなく活動域全体が把握できるように尾根が広範囲に見えるように二カ所とした） ・また、2024 年 4 月には、郷田山の東側で坂元川に沿った大川から上場に向かう県道 118 号の「鹿児島茶昇場の里」記念碑のすぐ下の道路の広場の広場。 ・及び出水市上場集落のコスモス園の展望所。	【後ページに記載】

表 2-1(54) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
89	2) 調査方法及び調査結果 今回の調査は、「猛禽類保護の進め方（一般にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」をもとに行った。調査団体、調査場所、調査人員等は上記の通りである。調査においては、生息数の把握と個体識別、行動圏の把握の他、個体の写真撮影も行った。飛翔確認場所については地図を作成した。添付資料参照 ① クマタカの生息状況 今回の調査により希少猛禽類であるクマタカについて分かったことは次の通りである。 (1) 出水市芭蕉地区（郷田山の西側集落から観察） 出水市芭蕉集落は、水俣市の招川内（マンパ）からも入ることができる。水俣市の招川内から峠を超えて芭蕉集落に入ると、道路の左下に民家が見える。ここから郷田山の尾根（郷田山）の北川方面が観察できる。 2021年5月4日には、まずここから始めた。尾根の上空を2羽のクマタカが旋回していた。さらに、5月5日には芭蕉集落の南でも確認し、郷田山の南側を見れるところにも調査地点に設定し観察をつづけた。 その後も毎回の調査で飛翔を確認し、郷田山の尾根の広い範囲で飛んでいた。2021年11月20日には郷田山の営巣地付近の高い上空に3羽出てきて旋回していた。 今年孵化した幼鳥の可能性がある。写真は遠くて撮れなかった。営巣地は尾根の一番南の稜線の中にあると考えられる。 なお、この時は3羽のうち一羽のクマタカが、私達を観察に尾根から降りてきて郷田山の西側の山腹や、芭蕉集落をなめるように旋回し、私たちの調査点周辺も飛翔し背後の矢筈岳方面に消えていった。 私達の調査点を観察する飛翔行動は2021年の9月9日にも行っており2回目である。この時も北の方角に飛んで行って消えた。 近くまで飛んできたクマタカは翼や尾羽に欠損はない。雄か、また比較的若い鳥の可能性がある。	【後ページに記載】

表 2-1(55) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
89	(2) 上場の県道 118 号の道路の展望広場から郷田山の東方面は 2024 年 4 月に 2 回観察した。 一日目の午前中は快晴で、郷田山の全体が観察でき 11 時 03 分に一羽のクマタカが尾根の南の方で出てきた。飛翔の観察時間は 10 秒近くで短かったが尾根を悠然と飛翔していた。 二回目の 28 日は 14 時 55 分に郷田山の尾根の鉄塔付近から 2 羽出て、尾根周辺を旋回し、一羽は消え、その後 1 羽は我々の観察地点の上空まで飛翔し 15 時に通過し北東方向に消えた。 (3) 4 月 14 日の出水市上場のコスモス園の展望所では、水俣市の頭石集落の鬼岳山の南側斜面と上場集落の北側、及び郷田山の北側の尾根が観察できるが、この園から北側において 13 時ころと 14 時 30 分頃の 2 回クマタカの飛翔を確認した。13 時ころの飛翔ではカラスに追いかけていて、上空で急展開をしながら南の面に飛び去った。 2) 食性 クマタカの餌となるのは、ノウサギ、ヘビ、キジ、やまどりや鳥などと考えられる。平成 21 年(2009 年 7 月)の調査では、水俣市の桜の上場から鬼岳に向かう道路の鬼岳集落に近い道に大きなアオダイショウがいて、これにいまにも襲いかかろうとしていたクマタカを筆者は目撃している。車を止めてどうするかじっとまっていたが、こちらに気づいて飛び去ったが、蛇とクマタカの緊迫したにらみ合いだった。またこの赤川林道では腰白ヤマドリの毛が散乱しているのを確認している。 2009(平成 21)年には頭石の水田の畔にカラスの毛が散乱し、カラスが大騒ぎしてたのを目撃した。その時は近くの林からクマタカが飛んで出てきてカラスが追いかけていた。 3) 繁殖状況 ・芭蕉地区 調査を開始した郷田山では 2021 年 5 月に 2 羽の飛翔を確認していたが。同じ年の 11 月 20 日の調査では 3 羽出てきて、高い空を旋回していた。 3 羽目の発見であった。これ以降 3 羽を見るようになった。繁殖していた可能性がある。	【後ページに記載】

表 2-1 (56) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
89	4) その他の生息状況 ①アカショウビン 直近では 2023 年 6 月の調査日で頭石、芭蕉の調査地点で鳴き声を確認した。 ② 4 月 28 日に出水市の住民から聞いた話では、郷田山では腰白山鳥を確認したと話していた。 5) 水俣市湯出地区周辺、及び出水市芭蕉周辺での絶滅危惧種の生息状況 2009 年の調査結果を掲載した。 表一 4 考察 ・電源開発の風力発電計画は、この郷田山においては出水ウインドファームの計画と重なるが、電源開発の々々調査は、水俣市と出水市の調査地点がかなり広範囲である。その中でクマタカが 9 ペアー生息し、営巣場所も特定されている。こんなにたくさんのペアーが確認されたことは、この地域の豊かさを証明している。 - また、電源開発の準備書には郷田山の尾根にもクマタカが生息していることを書いている。そして、準備書の 1409 ページには、すべてのクマタカの衝突リスクも書いてあるがこの衝突リスクの記載は驚いた。 - 最大 1 年間の衝突個体数が不明個体を入れて、球体モデルで 0.491 が 1 ペアー、0.144 が 1 ペアー、0.114 が 1 ペアー、0.047 が 1 ペアー、0.017 が 1 ペアーいる。 - この数字は何を表すか。0.491 というのは 1 年間に衝突するリスクが 49.1%あるということになる。これは 2 年でほぼ 100%の確率で衝突することである。そのほかにも 14.4%は 6.9 年で一回、11.4%は 8.7 年で一回、4.7%は 21 年の確率で衝突する数字である。事業者は 20 年間の稼働を想定しているが、稼働すればこれだけの絶滅危惧種のクマタカが命を落とす。 - 環境省モデルでの 0.05 にならないところも、また、球体モデルで 0.05 に至っていないところも危険は存在する。 ・ところが、出水ウインドファームの準備書にはクマタカの存在そのものは認めているが、工事時点でも「騒音を低減する工事だから影響はない」などと書いてある。また出水市での説明会では、「クマタカは上空を飛ぶの	現地調査の結果、対象事業実施区域周辺はクマタカの営巣地が確認されているほか、サシバの渡りのルートになっていると考えております。この結果を踏まえ、「繁殖サイクルに考慮した工事工程とする。」等の環境保全措置を実施します。なお、環境保全措置の実施にあたっては、有識者等の指導のもとに適切に実施してまいります。 さらに、鳥類への影響（バードストライク）については、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を行うこととしております。なお、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。 なお、(仮称)肥薩ウインドファーム事業における予測の数値である衝突確率 0.491 というのは、1 年間で 0.491 個体（2 年に 1 個体）が衝突するというを表しております。本事業における年間衝突個体数は、準備書の表 10.1.6-77 に記載した 3 ペアの数値 0.1254（8 年に 1 個体）、0.0311（32 年に 1 個体）、0.0359（28 年に 1 個体）と予測しております。 動物・植物・生態系に関する調査、予測・評価結果及び環境保全措置の内容等、準備書の内容については有識者ヒアリングを実施するとともに、今後、環境影響評価制度に基づき鹿児島県、熊本県からの知事意見、経済産業省、環境省の意見も踏まえて、より良い事業となるよう配慮してまいります。 なお、風力発電に関して、賛否両論あることは理解しております。一方で、大きな観点から考えると、日本のエネルギー事情は非常に脆弱であり、今後、人口が大幅に減少する中で、国力が衰え、化石燃料等のエネルギー資源の調達も他国に買い負ける時代に突入すると考えております。このような時代に向けて、今から準備する必要があると考えており、地域の皆様のご理解を得られる

表 2-1(57) 準備書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
89	で影響ない」と言っているが餌を探しに低いところを飛びまわり、餌をとるために地面にも降りる」それらは自明のことなのに影響はないと言いつ張った。不見識にもほどがある。 ・私たちは二つの時期において、郷田山の西と東から山の観察においてこの山にクマタカが生息し頻繁に飛び回っていることを確認した。 ・ここに建てられれば電源開発の資料のようにクマタカは絶滅する。しかも衝突リスクが一番高いのは郷田山のクマタカである。こんなことが分かっているの建設などあり得ない。 ・人間とあらゆる生き物は共生している。自然を壊し生物の生きる環境を人間が壊すとしたら、それはいずれか人間が生きる環境を壊していくことになる。自然界の生物の安全を危うくする行為を人間はすべきではない。自然は自然のままで、残して共存する方向こそ今の世界の流れである。 絶滅につながるような、衝突リスクが明確な構造物を作ってはならない。 ・今回の出水ウインドファームの計画では絶滅危惧種のクマタカについては生存を確認していながら影響はないと言う。 少なくとも電源開発が認めているクマタカの衝突リスクも認め、建設を断念すべきである。	よう、引き続き環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。

表-1 希少猛禽類調査日一覧表

年名	月名	調査日	調査日計
2021年	6月	17日、18日	2日間
(令和3年)	7月	23日、24日	2日間
	9月	9日、10日、20日、25日、26日	5日目
	11月	20日	1日目
2022年	2月	19日	1日間
(令和4年)	4月	10日	1日間
	5月	7日、8日	2日間
	8月	11日	1日間
2023年	5月	7日、20日	2日目
2023年	6月	4日	1日
2024年	4月	14日、26日	2日間

2. 調査結果

(1) 鳥類生息状況

クマタカ等の猛禽類の調査年、及び月別の確認状況は表-2の通りである。

表-2 希少猛禽類月別確認回数一覧表

年名	月名	調査日数	クマタカ	オオタカ
2021年	6月	2日間	1回	1回
(令和3年)	7月	2日間	17回	0回
	9月	5日間	9回	0回
	11月	1日間	4回	0回
2022年	2月	1日間	0回	0回
(令和4年)	4月	1日間	7回	0回
	5月	2日間	6回	0回
	8月	1日間	3回	0回
2023年	5月	2日間	10回	0回
2023年	6月	1日	1回	0回
2024年	4月	2日間	2回	0回

表-3 確認された絶滅危惧種一覧 平成21年12月

科目	種(亜種)名	熊本県(2009)	環境省(2006)
タカ科	ミサコ		順絶滅危惧
	ハチクマ		順絶滅危惧
	オオタカ		順絶滅危惧
	ツミ		
	ハイタカ		順絶滅危惧
	ノスリ	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	
	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅱ類
	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧IB類
キジ科	コシジロヤマドリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	順絶滅危惧
カッコー科	カッコー	要注目種(GS)	
カワセミ科	アカショウビン	絶滅危惧IB類(EX)	
セキレイ科	ビンズイ	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	

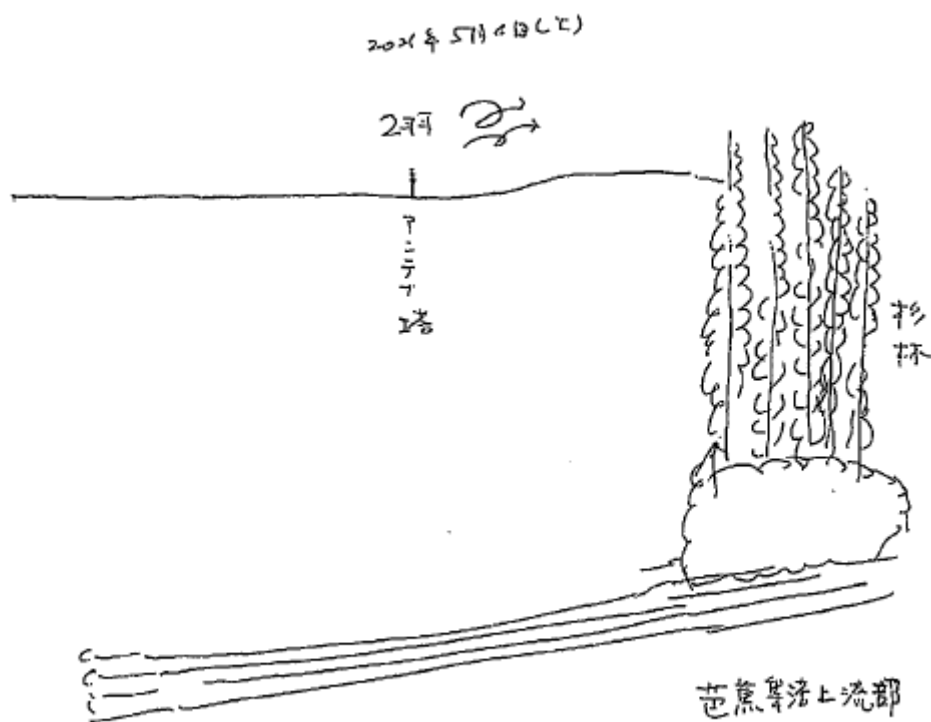
■意見 No. 89 に係る添付図表 (2/6)

表-4 確認された鳥類一覧表 平成21年12月

No	目名	科名	和名	確認	季節移動型
1	コウノトリ	サギ	ゴイサギ	V	留
2			ダイサギ	V	留
3			コサギ	V	留
4			アオサギ	V	留
5	カモ	カモ	オシドリ	V	冬
6	タカ	タカ	ミサゴ	V	冬
7			ハチクマ	V	夏
8			トビ	V	留
9			オオタカ	V	冬
10			アカハラダカ	V	旅
11			ツミ	V	留
12			ハイタカ	V	冬
13			ノスリ	V	冬
14			サシバ	V	夏
15			クマタカ	V	留
16		ハヤブサ	チョウゲンボウ	V	冬
17	キジ	キジ	コジュケイ	V	留
18			コシジロヤマドリ(亜種)	V	留
19			キジ	V	留
20	ハト	ハト	キジバト	V	留
21			アオバト	V	留
22	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	S	夏
23			カッコウ	S	夏
24			ホトギス	V	夏
25	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ	V	夏
26			アマツバメ	V	夏
27	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	V	留
28			アカシヨウビン	S	夏
29			カワセミ	V	留
30	キツツキ	キツツキ	アオゲラ	V	留
31			オオアカゲラ	V	留
32			子ゲラ	V	留
33	スズメ	ヒバリ	ヒバリ	V	留
34		ツバメ	ツバメ	V	夏
35			イワツバメ	V	夏
36		セキレイ	キセキレイ	V	冬
37			セグロセキレイ	V	留
38			ピンズイ	V	冬
39		サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ	V	夏
40		ヒヨドリ	ヒヨドリ	V	留
41		モズ	モズ	V	留
42		カワガラス	カワガラス	V	留
43		ツグミ	ルリビタキ	V	冬
44			ジョウビタキ	V	冬
45			ノビタキ	V	夏
46			アカハラ	V	冬
47			シロハラ	V	冬
48			ツグミ	V	冬
49		ウグイス	ウグイス	V	留
50		ヒタキ	オオルリ	V	夏
51		アナガ	エナガ	V	留
52		シジュウカラ	ヤマガラ	V	留
53			シジュウカラ	V	留
54		メジロ	メジロ	V	留
55		ホオジロ	ホオジロ	V	留
56			ミヤマホオジロ	V	冬
57			アオジ	V	冬
58		アトリ	アトリ	V	冬
59			カワラヒラ	V	留
60			マヒワ	V	冬
61			ウソ	C	冬
62			イカル	V	留
63		ハタオドリ	ニューナイスズメ	V	冬
64			スズメ	V	留
65		カラス	カケス	V	留
66	スズメ	カラス	ハシボソガラス	V	留
67			ハシブトガラス	V	留
68			ソウシチョウ	V	留

V:確認
留:留鳥
C:地鳴き
夏:夏鳥
S:さえずり
冬:冬鳥
旅:旅鳥

■意見 No. 89 に係る添付図表 (3/6)



■意見 No. 89 に係る添付図表(4/6)



↑
東
方
向

2021年11月20日

3月14日撮影

(20)



■意見 No. 89 に係る添付図表 (5/6)



2024年4月28日 郷田山の東側^{（奥道）}の110号の
上空に24時57分22秒 1羽。



